

保管金 報告

取寄記録	保管物	期日	予定	
民事第一審訴訟事件記録		9/21 ・ 10:00		
		10/21 ・ 11:30	弁準	
〇〇地方裁判所民事第〇部		11/18 ・ 2:30	弁準	
		11/18 ・ 3:00	和	
事件番号	平成 28 年(ワ)第 577 号	12/21 ・ 1:30	証2・本2	
		12/21 ・ 4:30	和	
	平成 年(ワ)第 号	1/10 ・ 4:00	和	
		1/17 ・ 4:00	和	
平成 年(ワ)第 号	2/ 8 ・ 1:10	判		
	/ ・ :			
付随事件 (関連事由)	平成 年()第 号()	/ ・ :		
	平成 年()第 号()	/ ・ :		
	平成 年()第 号()	/ ・ :		
事件の標目	保証債務履行請求事件			
裁判官	A・B・C	書記官	D・E・F	係名
符号	原告			
甲	株式会社ゴールドエース	代理人	甲野 太郎	
符号	被告			
乙	沢村 俊治	代理人	乙野 花子	
結果	平成 年 月 日 請求認容・一部認容・請求棄却・取下・和解成立・()			
保存始期	平成 年 月 日	全 冊中の第 冊		
保存終期	平成 年 月 日			

当事者欄
符号
原告
甲・被告
乙・参加人
丙・引受人
丁・補助参加人
戊

平成 28 年 (ワ) 第 577 号

該当する事項の□にレ点を付する。

<input checked="" type="checkbox"/> 口頭弁論 (印) 本件 期日を平成28年 9月21日 10時00分 <input type="checkbox"/> 午後 と指定する。 平成28年 8月25日 裁判長 (官) (印)	告 知
	<input checked="" type="checkbox"/> 同日 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 原告 (<input checked="" type="checkbox"/> 代理人) <input type="checkbox"/> 口頭 <input checked="" type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> ファクシミリ 裁判所書記官 (印)

本件を合議体で審理及び裁判する。
 平成28年 8月25日
 裁判長 (印) 裁判官 (印) 裁判官 (印)

<input type="checkbox"/> 和解	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	関係
調書正本送達口頭申請調書			
申請日	平成 年 月 日		
申請人	<input type="checkbox"/> 原告 <input type="checkbox"/> 被告 <input type="checkbox"/> 控訴人 <input type="checkbox"/> (復) 代理人		
送達対象者	<input type="checkbox"/> 当事者双方 <input type="checkbox"/> 利害関係人 <input type="checkbox"/>		
裁判所書記官			

<input type="checkbox"/> 和解	<input type="checkbox"/> 放棄	<input type="checkbox"/> 認諾	<input type="checkbox"/> 調停	関係
調書正本送達口頭申請調書				
申請日	平成 年 月 日			
申請人	<input type="checkbox"/> 原告 <input type="checkbox"/> 被告 <input type="checkbox"/> 控訴人 <input type="checkbox"/> (復) 代理人			
送達対象者	<input type="checkbox"/> 当事者双方 <input type="checkbox"/> 利害関係人 <input type="checkbox"/>			
裁判所書記官				

民 事 保 管 物				
保 管 番 号	受入年月日	提 出 者	品 目 等	返還年月日

第 1 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示 平成 28 年 (ワ) 第 577 号
期 日 平成 28 年 9 月 21 日 午前 10 時 00 分
場所及び公開の有無 ○○地方裁判所民事第○部法廷で公開
裁 判 長 裁 判 官 A
裁 判 官 B
裁 判 官 C
裁 判 所 書 記 官 D
出頭した当事者等 原告代理人 甲 野 太 郎
被告代理人 乙 野 花 子
指 定 期 日 平成 28 年 10 月 21 日 午前 11 時 30 分 弁論準備
平成 28 年 11 月 18 日 午後 2 時 30 分 弁論準備
弁 論 の 要 領 等

原 告

- 1 訴状陳述
- 2 10月4日までに①本件消費貸借契約及び本件連帯保証契約の締結の経緯並びに②甲第1号証の作成経緯を記載した準備書面を提出する。

被 告

- 1 答弁書陳述
- 2 10月11日までに①上記の原告準備書面に対する認否並びに②甲第1号証のスリーパー作成部分の成立の真正についての認否及びそれを否認する場合はその理由を記載した準備書面を提出する。

当事者双方

本件における和解の可能性について検討する。

裁判長

本件を弁論準備手続に付する。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官

D

印

第 1 回 弁 論 準 備 手 続 調 書

事 件 の 表 示 平成 28 年 (ワ) 第 577 号
期 日 平成 28 年 10 月 21 日 午前 11 時 30 分
場 所 等 ○○ 地方裁判所民事第○部準備手続室
裁 判 長 裁 判 官 A
裁 判 官 B
裁 判 官 C
裁 判 所 書 記 官 D
出 頭 し た 当 事 者 等 原告代理人 甲 野 太 郎
被告代理人 乙 野 花 子
指 定 期 日 平成 28 年 11 月 18 日 午後 2 時 30 分 (既指定)
平成 28 年 12 月 21 日 午後 1 時 30 分 口頭弁論
当 事 者 の 陳 述 等

原 告

- 1 第 1 準備書面陳述
- 2 11 月 9 日までに被告準備書面 (1) に対する認否及び主張を記載した準備書面を提出する。

被 告

- 1 準備書面 (1) 陳述
- 2 11 月 16 日までに上記の原告準備書面に対する認否を記載した準備書面を提出する。
- 3 スリーパーが星野に対して本件消費貸借契約に先立ち同契約に係る代理権を授与し、原告と星野が同契約を締結した事実及び星野が原告に対して平成 23

年5月25日にスリーパーの本件貸金返還債務を書面で連帯保証した事実は認め、原告のスリーパーに対する同契約に基づく貸金返還請求権が存在することは争わない。

当事者双方

人証申請の予定を検討し、11月16日までに申請予定の者の陳述書を提出する。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官

D

印

第 2 回 弁 論 準 備 手 続 調 書

事 件 の 表 示 平成 28 年 (ワ) 第 577 号
期 日 平成 28 年 11 月 18 日 午後 2 時 30 分
場 所 等 ○○ 地方裁判所民事第○部準備手続室
裁 判 長 裁 判 官 A
裁 判 官 B
裁 判 官 C
裁 判 所 書 記 官 D
出 頭 し た 当 事 者 等 原告代理人 甲 野 太 郎
被告代理人 乙 野 花 子
指 定 期 日 平成 28 年 11 月 18 日 午後 3 時 00 分 和解
平成 28 年 12 月 21 日 午後 1 時 30 分 口頭弁論 (既
指定)

当 事 者 の 陳 述 等

原 告

第 2 準備書面陳述

被 告

準備書面 (2) 陳述

裁判長及び当事者双方

- 1 証拠調べによって証明すべき事実は次のとおりである。
(記載省略)
- 2 次回口頭弁論期日において、以下の順序及び時間で証拠調べを行う。
 - (1) 証人星野真人 (原告申出, 主尋問 20 分, 反対尋問 20 分, 同行)

(2) 原告代表者（原告申出，主尋問 20 分，反対尋問 20 分，同行）

(3) 証人田沢裕（被告申出，主尋問 10 分，反対尋問 10 分，同行）

(4) 被告本人（被告申出，主尋問 20 分，反対尋問 20 分，同行）

証拠関係別紙のとおり

裁判長

1 和解勧告

2 弁論準備手続終結

裁判所書記官

D

印

和解期日調書

事件の表示 平成28年(ワ)第577号
期 日 平成28年11月18日 午後3時00分
場 所 ○○地方裁判所民事第○部和解室
裁判長裁判官 A
裁判官 B
裁判官 C
裁判所書記官 D
出頭した当事者等 原告代理人 甲 野 太 郎
被告代理人 乙 野 花 子
手 続 の 要 領 等

裁判長

和解を打ち切る。

裁判所書記官 D ㊟

第 2 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示 平成 2 8 年 (ワ) 第 5 7 7 号
期 日 平成 2 8 年 1 2 月 2 1 日 午後 1 時 3 0 分
場 所 及 び 公 開 の 有 無 ○○ 地 方 裁 判 所 民 事 第 ○ 部 法 廷 で 公 開
裁 判 長 裁 判 官 A
裁 判 官 B
裁 判 官 C
裁 判 所 書 記 官 E
出 頭 し た 当 事 者 等 原 告 代 表 者 坂 本 新 矢
原 告 代 理 人 甲 野 太 郎
被 告 沢 村 俊 治
被 告 代 理 人 乙 野 花 子
指 定 期 日 平 成 2 8 年 1 2 月 2 1 日 午 後 4 時 3 0 分 和 解
平 成 2 9 年 2 月 8 日 午 後 1 時 1 0 分 (判 決 言 渡 し)
弁 論 の 要 領 等

当事者双方

弁論準備手続の結果陳述

証拠関係別紙のとおり

裁判長

- 1 和解勧告
- 2 弁論終結

裁判所書記官 E ㊟

和解期日調書

事件の表示 平成28年(ワ)第577号
期 日 平成28年12月21日 午後4時30分
場 所 ○○地方裁判所民事第○部和解室
裁判長裁判官 A
裁判官 B
裁判官 C
裁判所書記官 E
出頭した当事者等 原告代表者 坂本新矢
原告代理人 甲野太郎
被告 沢村俊治
被告代理人 乙野花子
手続の要領等

裁判長

- 1 和解続行
- 2 本件和解手続を受命裁判官に行わせる。
- 3 受命裁判官にCを指定する。

裁判所書記官

E

㊟

平成28年(ワ)第577号

本件和解期日を平成29年1月10日午後4時と指定する。

平成28年12月21日

〇〇地方裁判所民事第〇部

受命裁判官

C

⑩

同日当事者双方代理人に口頭で告知済み

裁判所書記官

⑩

和解期日調書

事件の表示 平成28年(ワ)第577号
期 日 平成29年1月10日 午後4時
場 所 ○○地方裁判所民事第○部和解室
受命裁判官 C
裁判所書記官 D
出頭した当事者等 原告代表者 坂本新矢
原告代理人 甲野太郎
被告 沢村俊治
被告代理人 乙野花子

手続の要領等

受命裁判官

- 1 和解続行
- 2 次回期日を平成29年1月17日午後4時と指定する。

裁判所書記官

D

㊟

和解期日調書

事件の表示 平成28年(ワ)第577号
期 日 平成29年1月17日 午後4時
場 所 ○○地方裁判所民事第○部和解室
受命裁判官 C
裁判所書記官 D
出頭した当事者等 原告代表者 坂本新矢
原告代理人 甲野太郎
被告 沢村俊治
被告代理人 乙野花子
手続の要領等

受命裁判官

和解を打ち切る。

裁判所書記官

D

㊟

第 3 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示 平成 2 8 年 (ワ) 第 5 7 7 号
期 日 平成 2 9 年 2 月 8 日 午後 1 時 1 0 分
場 所 及 び 公 開 の 有 無 ○○ 地 方 裁 判 所 民 事 第 ○ 部 法 廷 で 公 開
裁 判 長 裁 判 官 A
裁 判 官 B
裁 判 官 C
裁 判 所 書 記 官 F
出 頭 し た 当 事 者 等 (な し)

弁 論 の 要 領 等

裁判長

判決書の原本に基づき判決言渡し

裁判所書記官 F ⑩

収 入
印 紙

訴 状

受 付 印
28. 8. 24

平成28年8月24日

〇〇地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 ⑩

〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県戸田市荒川4丁目1番1号

原 告 株式会社ゴールドエース

上記代表者代表取締役 坂 本 新 矢

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都港区天路1丁目1番2号

甲野法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎

電 話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都足立区堀切2丁目2番8号

被 告 沢 村 俊 治

保証債務履行請求事件

訴訟物の価額 1000万円

貼用印紙額 〇万円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、1000万円及びこれに対する平成23年9月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

- 1 原告は、土木工事、建築工事の請負等を業とする株式会社であり、被告及び星野真人（以下「星野」という。）は、有料老人ホームの運営等を業とする株式会社スリーパー（以下「スリーパー」という。）の取締役である。
- 2(1) 原告は、星野に対し、平成23年5月25日、弁済期を同年8月31日と定めて1000万円を貸し付けた（以下、この貸付けに係る消費貸借契約を「本件消費貸借契約」という。甲1、甲3の1）。
- (2) スリーパーは、本件消費貸借契約に先立ち、星野に対し、本件消費貸借契約に係る代理権を授与した。
- 3 星野は、平成23年5月25日、原告との間で、上記2(1)(2)に基づくスリーパーの貸金返還債務（以下「本件貸金返還債務」という。）を連帯保証する旨の契約を書面で締結した（甲1）。
- 4 被告は、本件消費貸借契約の契約書の連帯保証人欄に記名された被告名下に押印して、平成23年5月26日、それを原告の代表者である坂本新矢（以下「原告代表者」という。）に交付し、原告との間で、本件貸金返還債務を連帯保証する旨を約した（以下「本件連帯保証契約」という。甲1）。
- 5 スリーパーは、返済期限である平成23年8月31日が経過しても一切返済をせず、平成26年末には運営していた高齢者向けグループホームを他の会社に譲渡して、現在、休眠状態にある。
- 6 よって、原告は、被告に対し、本件連帯保証契約に基づき、1000万円及びこれに対する平成23年9月1日から支払済みまで年6分の割合による金員の

支払を求める。

第3 関連事実

1 スリーパーは、被告が、平成22年7月にグループホーム事業を営むために全額出資して設立した会社であり、被告は、スリーパーの実質的経営者である。本件消費貸借契約は、原告がスリーパーに対し、グループホームの開設・運営資金を貸し付けるためにされたものである。

2 原告代表者は、本件消費貸借契約の後、星野から更にグループホームの事業資金が必要と頼まれたため、原告を貸主として、平成23年9月1日、星野に対し、弁済期を同年12月20日と定めて1000万円を貸し付け（以下、この貸付けに係る消費貸借契約を「別件消費貸借契約」という。甲2、甲3の2）、スリーパーは、別件消費貸借契約に先立ち、星野に対し、その代理権を授与した。

しかし、原告は、スリーパーの上記貸金返還債務（以下「別件貸金返還債務」という。）についても、一切返済を受けていない。なお、星野は、同年9月1日、別件貸金返還債務についても書面で連帯保証している（甲2）。

3(1) 原告は、平成27年7月17日、星野に対し、本件貸金返還債務及び別件貸金返還債務に係る連帯保証債務の各履行を求める訴訟を提起し、星野が口頭弁論期日に欠席したことから、勝訴判決を得ている（甲4）。

(2) しかし、被告は、本件連帯保証契約を締結していないなどと主張して、原告の請求に一切応じない旨述べている。そこで、原告は、今回、本訴提起に至ったものである。

証 拠 方 法

- | | | |
|---|---------|-----------|
| 1 | 甲第1号証 | 金銭消費貸借契約書 |
| 2 | 甲第2号証 | 金銭消費貸借契約書 |
| 3 | 甲第3号証の1 | 振込金受取書 |

- 4 甲第3号証の2 振込金受取書
5 甲第4号証 第2回口頭弁論調書(判決)正本

附 属 書 類

- 1 訴状副本 1通
2 甲第1号証から第4号証までの写し 各2通
3 証拠説明書 2通
4 資格証明書 1通
5 訴訟委任状 1通

第1回弁論陳述

直送済

平成28年(ワ)第577号 保証債務履行請求事件

原告 株式会社ゴールドエース

被告 沢村俊治

受付印

答 弁 書

平成28年9月14日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都千代田区乾4丁目8番1号

乙野法律事務所(送達場所)

被告訴訟代理人弁護士 乙 野 花 子 ㊞

電 話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 請求の原因1の事実は認める。
- 2 同2(1)(2)の事実は知らない。
- 3 同3の事実は知らない。
- 4 同4の事実は否認する。
- 5 同5の事実のうち、スリーパーが平成26年末に運営していたグループホー

ムを他の会社に譲渡して、現在休眠状態にあることは認め、その余は知らない。

第3 関連事実に対する認否

- 1 関連事実1の第1文のうち、被告が平成22年7月にグループホーム事業を営むために全額出資してスリーパーを設立した事実は認め、その限りで被告がスリーパーの経営権を有していることは争わないが、被告が実質的経営者であるとの主張は争う。被告は、スリーパーの実際の経営には携わっていない。

同1の第2文の事実は知らない。

- 2 同2の事実は知らない。
- 3 同3(1)(2)の事実は認める。

第4 被告の主張

- 1 被告は、平成22年当時、東京で学習塾等複数の会社を経営していたが、学習塾にグループホームを併設することを考え、埼玉県戸田市でグループホーム事業を始めるため、スリーパーを設立した。もともと、その頃、被告は学習塾関係の仕事が多忙であったことから、スリーパーの代表取締役には、宮沢信司（以下「宮沢」という。）が就任し、実際の経営は宮沢及び星野に委ねていた。具体的には、宮沢にはグループホームの設立準備と現場運営を、星野には資金調達と経理を委ね、スリーパーの社印や預金通帳は星野が管理していた。
- 2 被告は、グループホームの開設資金を一部調達したが、残りの資金の調達は星野に任せていた。星野は、独自の判断で資金調達を行っており、被告は、星野から、原告からの借入れを含めて、スリーパーの具体的な資金調達の方法について何ら報告を受けておらず、スリーパーの具体的な資金調達の方法については知らないし、被告が本件貸金返還債務を連帯保証したことはない。
- 3 甲第1号証の契約書（以下「本件契約書」という。）には、連帯保証人として被告の記名がされ、その名下に「沢村」なる印影が顕出されているが、被告が自ら押印したことも、誰かに押印を依頼したこともない。そもそも、本件契約書に押されている被告名下の印影は、いわゆる三文判によるものであって、被告

の印章によるものではない。誰かが三文判を勝手に用意し，被告に無断で押印したものである。

よって，本件契約書の被告作成部分は，被告の意思に基づいて作成されたものとはいえない。

附 属 書 類

訴訟委任状

1 通

直送済

平成28年(ワ)第577号 保証債務履行請求事件

原告 株式会社ゴールドエース

被告 沢村 俊 治

受付印

第1準備書面

平成28年10月4日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 ㊞

第1 答弁書の「第4 被告の主張」に対する認否

- 1 被告の主張1の事実は認める。
- 2 同2のうち、被告が星野にグループホームの開設資金の調達を任せていた事実は認め、グループホームの開設資金の一部を被告が調達した事実は知らず、その余の事実は否認する。
- 3 同3のうち、本件契約書に連帯保証人として被告の記名がされ、その名下に「沢村」なる印影が顕出されている事実、その印影が三文判によるものである事実は認め、その余の事実は否認する。

第2 原告の主張

- 1 被告は、スリーパーの経営に関し、星野に資金調達を委ねてはいたものの、スリーパーの実質的経営者として行動しており、少なくとも星野から借入れ等についてその都度報告を受け、その資金使途を指示していた。
- 2 平成23年春頃、星野と被告が原告事務所を訪れ、原告代表者に対し、戸田市でのグループホーム事業への原告による出資を依頼してきたが、原告代表者は、

出資ではなく融資であれば協力する，その際には被告に連帯保証をしてほしいと答え，被告は，この申出を了承した。

3 平成23年5月25日，星野が原告事務所に持参した契約書には，スリーパーの記名の横にスリーパーの社印が押してあったが，連帯保証人欄には被告の記名はあるものの押印がされていない状態であった。星野は，「一旦契約書を持ち帰り，後日，被告がそれに押印して持参する。」と述べたため，原告代表者は，原告の印を押して，星野に契約書を交付した。

4 そして，本件消費貸借契約締結の翌日である平成23年5月26日に，被告が原告事務所を訪れ，原告代表者に対し，被告の押印のある本件契約書（甲1）を交付し，同日，原告代表者は被告から借受証（甲5）も受領した。なお，原告代表者は，別件消費貸借契約締結の際にも，同様の借受証（甲6）を被告から受領している。

直送済

平成28年(ワ)第577号 保証債務履行請求事件

原告 株式会社ゴールドエース

被告 沢村俊治

受付印

準備書面(1)

平成28年10月11日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

被告訴訟代理人弁護士 乙 野 花 子 ㊞

第1 原告第1準備書面の「第2 原告の主張」に対する認否

- 1 原告の主張1のうち、被告が、スリーパーの経営に関し、星野に資金調達を委ねていた事実は認め、その余は否認する。
- 2 同2の事実は、平成23年春頃に星野が原告事務所を訪れ出資を依頼したとの限りで認め、被告が原告事務所を訪れたこと、被告が原告代表者の申出を了承したことは否認し、その余は知らない。
- 3 同3の事実は知らない。
- 4 同4の事実は否認する。

第2 被告の主張

- 1 本件契約書(甲1)の作成経過については全く知らない。よって、本件契約書のスリーパー作成部分の成立が真正なものかについても被告には不明であるが、スリーパー名下の印影がスリーパーの印章によるものであることは争うものではない。
- 2 スリーパーの現在の代表取締役田沢裕(以下「田沢」という。)によれば、原

告代表者は、平成26年1月14日、スリーパーを訪れ、田沢に対して、本件貸金返還債務の履行を求めたが、その際持参した本件消費貸借契約の契約書は、本件契約書とは異なり、被告名下の押印がないものであったとのことである。そして、原告代表者は、翌15日、田沢に対して、その押印のない契約書等（乙1から乙4）をファクシミリで送信した。

このことからすると、同月15日時点で本件消費貸借契約の契約書は、被告名下に押印がない状態であったものである。被告は、平成25年10月11日、刑事事件の被疑者として逮捕され、以後身柄拘束を受け、平成28年7月に釈放されており、平成26年1月15日当時、既に身柄拘束されていたのであるから、被告が同契約書にその意思に基づき押印する機会はなかったといえる。

- 3 原告が提出した借受証（甲5、6）について、いずれも手書き部分は被告が作成したものである。しかし、本件消費貸借契約や別件消費貸借契約の借受証として被告が作成し、原告代表者に交付したものではない。押印についても、被告がしたものではないし、その印影は被告の印章によるものでもない。本件契約書同様、誰かが甲第1号証と同じ印章を用いて、勝手に押印したものである。
- 4 原告の主張する別件消費貸借契約は、スリーパーが本件消費貸借契約の弁済期である平成23年8月31日に至っても返済をしなかった後に追加で締結されたものであるが、原告代表者は、このときには被告に連帯保証を求めておらず、現に、別件貸金返還債務について、被告の連帯保証はされていない。

平成28年(ワ)第577号 保証債務履行請求事件

直送済

原告 株式会社ゴールドエース

被告 沢村俊治

受付印

第2準備書面

平成28年11月9日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 印

第1 被告準備書面(1)の「第2 被告の主張」に対する認否及び反論

- 1 被告の主張2のうち、第1段落の事実中、スリーパーの現在の代表取締役が田沢であること、原告代表者は、平成26年1月14日、スリーパーを訪れ、田沢に対して、本件貸金返還債務の履行を求めたこと、原告代表者が持参し、ファクシミリで送信した契約書が被告の押印がされる前に取ったコピーであるとの限りで認め、その余の事実は否認する。同第2段落のうち、被告が平成25年10月11日、刑事事件の被疑者として逮捕され、以後身柄拘束を受け、平成28年7月に釈放されており、平成26年1月15日当時、既に身柄拘束されていた事実は認め、その余の事実は否認し、主張は争う。
- 2 同3のうち、第1文の事実は認め、その余の事実は否認する。
- 3 同4の事実は認める。

第2 原告の主張

- 1 平成23年5月25日に星野が原告事務所に持参した契約書には、スリーパーの記名の横にスリーパーの社印が押してあったが、連帯保証人欄に被告の記

名はあるものの押印がされていない状態であった。星野は、「一旦契約書は持ち帰り、後日、被告がそれに押印して持参する。」と述べたが、原告代表者は、手元に契約書を残さないことを不安に思い、原告の印を押した後、被告の押印のない状態の上記契約書のコピー（甲7）を取って保管することにした。この上記契約書のコピー（甲7）が、平成26年1月15日にファクシミリで送信した文書の原本である。被告は、本件消費貸借契約締結の翌日である平成23年5月26日に、原告事務所を訪れ、原告代表者に対し、被告の押印のある本件契約書（甲1）を交付したものである。

- 2 原告代表者が平成26年1月14日に田沢に返済を求めた際に持参したのは、原告代表者が平成23年5月25日に取った契約書のコピー（甲7）であり、原告が被告の押印のない状態の契約書のコピーを所持していることには合理的理由がある。そして、平成26年1月15日に、原告代表者から田沢に対しても、このコピーがファクシミリで送信されたにすぎず、そのことは、本件契約書の成立の真正に何ら疑問を抱かせるものではない。

平成28年(ワ)第577号 保証債務履行請求事件

第2回弁論準備陳述

原告 株式会社ゴールドエース

直送済

被告 沢村俊治

準備書面 (2)

受付印

平成28年11月16日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

被告訴訟代理人弁護士 乙 野 花 子 ㊟

原告第2準備書面の「第2 原告の主張」に対する認否

- 1 原告の主張1のうち、第1文から第3文の事実は知らず、第4文の事実は否認する。
- 2 同2の事実は知らず、主張は争う。

第 2 分 類

第 3 号様式 (書証目録)

(甲 号証) 書 証 目 録 (原 告 提 出 分) (この目録は、各期日の調書と一体となるものである。)						
番号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日	成 立	成立の争いについての主張	
1	第 1 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備	金銭消費貸借契約書 (平成 23 年 5 月 25 日付け)	第 1 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備	一部 否	被告作成部分 否 同部分は、誰かが偽造した。	
2	第 1 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備	金銭消費貸借契約書 (平成 23 年 9 月 1 日付け)	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			
3 の 1, 2	第 1 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備	振込金受取書	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			
4	第 1 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備	第 2 回口頭弁論調書(判決)正本	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			
5	第 1 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	借受証 (平成 23 年 5 月 25 日付け)	第 1 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	否	署名及び手書き部分 認 名下の印影は誰かが「沢村」名義の三文判を勝手に用意し、押印した。	

(注) 該当する事項の□にレを付する。

第 3 号様式 (書証目録)

(甲 号証) 書 証 目 録 (原 告 提 出 分)						
(この目録は、各期日の調書と一体となるものである。)						
番号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日	成 立	成立の争いについての主張	
6	第 1 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁論準備	借受証 (平成 23 年 9 月 1 日 付け)	第 1 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁論準備	否	署名及び手書き部分 認 名下の印影は誰か が「沢村」名義の 三文判を勝手に用 意し、押印した。	
7	第 2 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁論準備	金銭消費貸借契約書写 し (平成 23 年 5 月 25 日付け)	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
8	第 2 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁論準備	金銭消費貸借契約書 (平成 23 年 5 月 25 日付け、星野真人所持 分)	第 2 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁論準備	一部 否	被告作成部分 否 同部分は、誰かが 偽造した。	
9	第 2 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁論準備	総合口座通帳(抜粋)(写 し)	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
10	第 2 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁論準備	電子メール文書	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			

(注) 該当する事項の□にレを付する。

第 3 号様式 (書証目録)

(甲 号証) 書 証 目 録 (原 告 提 出 分) (この目録は、各期日の調書と一体となるものである。)						
番号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日	成 立	成 立 の 争 い に つ い て の 主 張	
11	第 2 回	陳述書 (星野真人分)	第 回			
	<input type="checkbox"/> 弁 論		<input type="checkbox"/> 弁 論			
	<input type="checkbox"/> 準備的弁論		<input type="checkbox"/> 準備的弁論			
	<input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備		<input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			
12	第 2 回	陳述書 (原告代表者分)	第 回			
	<input type="checkbox"/> 弁 論		<input type="checkbox"/> 弁 論			
	<input type="checkbox"/> 準備的弁論		<input type="checkbox"/> 準備的弁論			
	<input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備		<input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			
	第 回		第 回			
	<input type="checkbox"/> 弁 論		<input type="checkbox"/> 弁 論			
	<input type="checkbox"/> 準備的弁論		<input type="checkbox"/> 準備的弁論			
	<input type="checkbox"/> 弁 論 準 備		<input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			
	第 回		第 回			
	<input type="checkbox"/> 弁 論		<input type="checkbox"/> 弁 論			
	<input type="checkbox"/> 準備的弁論		<input type="checkbox"/> 準備的弁論			
	<input type="checkbox"/> 弁 論 準 備		<input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			
	第 回		第 回			
	<input type="checkbox"/> 弁 論		<input type="checkbox"/> 弁 論			
	<input type="checkbox"/> 準備的弁論		<input type="checkbox"/> 準備的弁論			
	<input type="checkbox"/> 弁 論 準 備		<input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			

(注) 該当する事項の□にレを付する。

第 3 号様式 (書証目録)

(乙号証) 書 証 目 録 (被 告 提 出 分) (この目録は、各期日の調書と一体となるものである。)						
番号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日	成 立	成立の争いについての主張	
1	第 1 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	ファクシミリ文書 (平成 23 年 5 月 25 日付け金銭消費貸借契 約書)	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			
2	第 1 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	ファクシミリ文書 (平成 23 年 9 月 1 日 付け金銭消費貸借契 約書)	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			
3	第 1 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	ファクシミリ文書 (印鑑証明書)	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			
4	第 1 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	ファクシミリ文書 (印鑑登録証明書)	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			
5	第 2 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	陳述書 (田沢裕分)	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			

(注) 該当する事項の□にレを付する。

第 3 号様式 (書証目録)

(乙号証) 書 証 目 録 (被 告 提 出 分) (この目録は、各期日の調書と一体となるものである。)						
番号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日	成 立	成立の争いについての主張	
6	第 2 回	陳述書 (被告分)	第 回			
	<input type="checkbox"/> 弁 論		<input type="checkbox"/> 弁 論			
	<input type="checkbox"/> 準備的弁論		<input type="checkbox"/> 準備的弁論			
	<input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備		<input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			
	第 回		第 回			
	<input type="checkbox"/> 弁 論		<input type="checkbox"/> 弁 論			
	<input type="checkbox"/> 準備的弁論		<input type="checkbox"/> 準備的弁論			
	<input type="checkbox"/> 弁 論 準 備		<input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			
	第 回		第 回			
	<input type="checkbox"/> 弁 論		<input type="checkbox"/> 弁 論			
	<input type="checkbox"/> 準備的弁論		<input type="checkbox"/> 準備的弁論			
	<input type="checkbox"/> 弁 論 準 備		<input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			
	第 回		第 回			
	<input type="checkbox"/> 弁 論		<input type="checkbox"/> 弁 論			
	<input type="checkbox"/> 準備的弁論		<input type="checkbox"/> 準備的弁論			
	<input type="checkbox"/> 弁 論 準 備		<input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			

(注) 該当する事項の□にレを付する。

第 4 号様式 (証人等目録)

証人等目録 (原告申出分)							
(この目録は、期日に行われた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)							
申 出		採否の裁判		証拠調べの施行		調書の作成	備 考
期 日 等	証拠方法の表示等	期 日 等	採否 の別	指 定 期 日 年 月 日 時	実 施	に関する許 可等	
第 回 □弁 論 □準備的弁論 □弁論準備 28・11・9	証人 星野真人	第 2 回 □弁 論 □準備的弁論 ☑弁論準備 .	採 . 否	28.12.21 同 行	1.30	☑ □ □	□ 調書省略 □ 調書記載 に代わる 録音テー プ等
第 回 □弁 論 □準備的弁論 □弁論準備 28・11・9	原告代表者	第 2 回 □弁 論 □準備的弁論 ☑弁論準備 .	採 . 否	28.12.21 同 行	1.30	☑ □ □	□ 調書省略 □ 調書記載 に代わる 録音テー プ等
第 回 □弁 論 □準備的弁論 □弁論準備 .		第 回 □弁 論 □準備的弁論 □弁論準備 .	採 . 否			□ □ □	□ 調書省略 □ 調書記載 に代わる 録音テー プ等
第 回 □弁 論 □準備的弁論 □弁論準備 .		第 回 □弁 論 □準備的弁論 □弁論準備 .	採 . 否			□ □ □	□ 調書省略 □ 調書記載 に代わる 録音テー プ等
第 回 □弁 論 □準備的弁論 □弁論準備 .		第 回 □弁 論 □準備的弁論 □弁論準備 .	採 . 否			□ □ □	□ 調書省略 □ 調書記載 に代わる 録音テー プ等

(注) 該当する事項の□にレを付する。

第 4 号様式 (証人等目録)

証人等目録 (被 告 申出分)							
(この目録は、期日に行われた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)							
申 出		採否の裁判		証拠調べの施行		調書の作成	備 考
期 日 等	証拠方法の表示等	期 日 等	採否 の別	指 定 期 日 年 月 日 時	実 施	に関する許 可等	
第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備 28・11・16	証人 田沢 裕	第 2 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ・	採 ・ 否	28.12.21 同 行	1.30	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等
第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備 28・11・16	被告本人	第 2 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ・	採 ・ 否	28.12.21 同 行	1.30	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等
第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ・		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ・	採 ・ 否			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等
第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ・		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ・	採 ・ 否			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等
第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ・		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ・	採 ・ 否			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等

(注) 該当する事項の□にレを付する。

原告 株式会社ゴールドエース
被告 沢村俊治

受付印

証拠説明書

平成28年8月24日

〇〇地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 ㊞

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲1	金銭消費貸借 契約書 原本	平成23年 5月25日	原告, 株式会 社スリーパー, 星野真人, 被告	原告とスリーパーが平成23年5月25日に1000万円の金銭消費貸借契約を締結し, 星野と被告がこれを保証した事実
甲2	金銭消費貸借 契約書 原本	平成23年 9月1日	原告, 株式会 社スリーパー, 星野真人	原告とスリーパーが平成23年9月1日に1000万円の金銭消費貸借契約を締結し, 星野がこれを保証した事実
甲3 の1	振込金受取書 原本	平成23年 5月25日	原告, 株式会 社吉行銀行 荒川支店	原告が平成23年5月25日, スリーパーの口座に1000万円を振り込んだ事実
甲3 の2	振込金受取書 原本	平成23年 9月1日	原告, 株式会 社吉行銀行 荒川支店	原告が平成23年9月1日, スリーパーの口座に1000万円を振り込んだ事実
甲4	第2回口頭弁 論調書(判決) 正本	平成27年 8月28日	裁判所書記 官H	原告が星野に2000万円の保証債務履行請求権を有する事実

平成28年(ワ)第577号 保証債務履行請求事件

直送済

原告 株式会社ゴールドエース

被告 沢村俊治

受付印

証拠説明書

平成28年10月4日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 ㊞

号証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲5	借受証	原本	平成23年 5月25日	被告	被告が、原告に対し、スリーパーが原告から本件消費貸借契約により1000万円を借り受けた旨の平成23年5月25日付け書面を差し入れたこと
甲6	借受証	原本	平成23年 9月1日	被告	被告が、原告に対し、スリーパーが原告から別件消費貸借契約により1000万円を借り受けた旨の平成23年9月1日付け書面を差し入れたこと

平成28年(ワ)第577号 保証債務履行請求事件

直送済

原告 株式会社ゴールドエース

被告 沢村俊治

受付印

証拠説明書

平成28年11月9日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 ㊞

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	
甲7	金銭消費貸借 契約書写し	原本	平成23年 5月25日	原告, 株式会 社スリーパ ー, 星野真人	原告が平成23年5月25日に本 件契約書のコピーを取り, それに は被告の押印がないこと
甲8	金銭消費貸借 契約書(星野 真人所持分)	原本	平成23年 5月25日	原告, 株式会 社スリーパ ー, 星野真 人, 被告	被告が平成23年5月25日の後, 星野に契約書を渡し, それには被 告の押印がされていること
甲9	預金通帳(抜 粋)	写し	平成23年	株式会社名 取銀行戸田 支店	被告が平成23年5月26日原告 からの借入金1000万円のうち 300万円を引き出したこと
甲10	電子メール文 書	原本	平成23年 5月25日	星野真人, 山 田順子	星野が平成23年5月25日被告 に原告からの1000万円の借入れ について報告し, 被告が300万円 を自ら使うとの用途を指示した こと
甲11	陳述書	原本	平成28年 11月2日	星野真人	本件主張事実全般
甲12	陳述書	原本	平成28年 11月2日	原告代表者 坂本新矢	本件主張事実全般

平成28年(ワ)第577号 保証債務履行請求事件

直送済

原告 株式会社ゴールドエース

被告 沢村俊治

受付印

証拠説明書

平成28年10月11日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

被告訴訟代理人弁護士 乙 野 花 子 ㊞

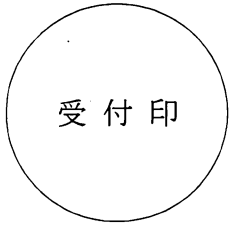
号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
乙1	ファクシミリ 文書 (平成23 年5月25日付 け金銭消費貸 借契約書) 原本	平成26年 1月15日	原告	原告が平成26年1月15日にス リーパーに乙1 (被告の押印がな い平成23年5月25日付け金銭 消費貸借契約書) をファクシミリ で送信してきたこと
乙2	ファクシミリ 文書 (平成23 年9月1日付 け金銭消費貸 借契約書) 原本	平成26年 1月15日	原告	原告が平成26年1月15日にス リーパーに乙1と共に乙2から 乙4をファクシミリで送信して きたこと
乙3	ファクシミリ 文書 (印鑑証 明書) 原本	平成26年 1月15日	原告	同上
乙4	ファクシミリ 文書 (印鑑登 録証明書) 原本	平成26年 1月15日	原告	同上

平成28年(ワ)第577号 保証債務履行請求事件

直送済

原告 株式会社ゴールドエース

被告 沢村俊治



証拠説明書

平成28年11月16日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

被告訴訟代理人弁護士 乙 野 花 子 ㊞

号証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
乙5	陳述書	原本	平成28年 11月7日	田沢裕	本件主張事実全般
乙6	陳述書	原本	平成28年 11月7日	被告	本件主張事実全般

(注) 斜体部分は手書きである。

金銭消費貸借契約書

債権者株式会社ゴールドエース（以下「甲」という）と債務者株式会社スリーパー（以下「乙」という）は、金銭消費貸借について次のとおり契約を締結した。

第1条（消費貸借の成立）

甲は、乙に対し、本日、金壱千万円を貸し渡し、乙はこれを借り受けた。

第2条（弁済期）

乙は、甲に対して、平成23年8月31日に一括で返済する。

第3条（利息）

第1条の貸金の利息及び支払方法については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

第4条（公正証書の作成）

乙は、本件金銭消費貸借契約書を強制執行認諾文言付の公正証書とすることを承諾する。

第5条（保証）

保証人は、乙がこの契約によって負担する一切の債務について、乙と連帯して保証債務を負うものとする。

（特約事項）

乙が甲から借り受けた金銭は、グループホームの資金に充てるものとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、それぞれ各1通を甲と乙が保有する。

平成 23 年 5 月 25 日

甲 埼玉県戸田市荒川4-1-1
株式会社ゴールドエース
代表取締役 坂本新矢



乙 埼玉県戸田市左右田2-2-2
株式会社スリーパー
代表取締役 宮沢信司



連帯保証人 埼玉県戸田市近藤7-1-9
星野真人



連帯保証人 東京都足立区堀切2-2-8
沢村俊治



金銭消費貸借契約書

債権者株式会社ゴールドエース（以下「甲」という）と債務者株式会社スリーパー（以下「乙」という）は、金銭消費貸借について次のとおり契約を締結した。

第1条（消費貸借の成立）

甲は、乙に対し、本日、金壹千万円を貸し渡し、乙はこれを借り受けた。

第2条（弁済期）

乙は、甲に対して、平成23年12月20日に一括で返済する。

第3条（利息）

第1条の貸金の利息及び支払方法については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

第4条（公正証書の作成）

乙は、本件金銭消費貸借契約書を強制執行認諾文言付の公正証書とすることを承諾する。

第5条（保証）

保証人は、乙がこの契約によって負担する一切の債務について、乙と連帯して保証債務を負うものとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、それぞれ各1通を甲と乙が保有する。

平成23年 9月 1日

甲 埼玉県戸田市荒川4-1-1
株式会社ゴールドエース
代表取締役 坂本新矢



乙 埼玉県戸田市左右田2-2-2
株式会社スリーパー
代表取締役 宮沢信司



連帯保証人 埼玉県戸田市近藤7-1-9
星野真人




甲第3号証の1
 (注) 斜体部分は手書きである。

振込金受取書 (兼手数料受取書)										
お手続き日		23年 5月25日				お振込方法		吉行銀行 他行宛 本支店宛 電信扱		
お振込先	フリガナ	ナトリ			フリガナ	トダ			預金種目	1 { 1. 普通 4. 貯蓄 2. 当座 9. その他 ()
	名取 銀行		戸田 支店			口座番号	1 2 3 4 5 6 7			
お受取人	フリガナ	カ) スリーパー			金額	拾億 億 千万 百万 拾万 万 千 百 拾 円				
	(株) スリーパー 様			¥ 1 0 0 0 0 0 0 0						
ご依頼人	おなまえ	フリガナ カ) ゴールドエース			<div style="text-align: center;"> 出納印 23. 5. 25 吉行銀行 荒川支店 </div>					
	おところ	(株) ゴールドエース 様 埼玉県戸田市荒川4-1-1 (ご連絡先お電話) (000)000-0000								
					消費税込手数料額	8 4 0				
吉行銀行 荒川支店										

甲第3号証の2
 (注) 斜体部分は手書きである。

振込金受取書 (兼手数料受取書)			
お手続日	23年 9月 1日	お振込方法	吉行銀行 他行宛 本支店宛 電信扱
お振込先	フリガナ	フリガナ	預金種目
	ナトリ	トダ	1 { 1. 普通 4. 貯蓄 2. 当座 9. その他 ()
	名取 銀行	戸田 支店	口座番号
			1 2 3 4 5 6 7
お受取人	フリガナ	フリガナ	金額
	カ) スリーパー	カ) スリーパー	拾億 億 千万 百万 拾万 万 千 百 拾 円
	(株) スリーパー 様		¥ 1 0 0 0 0 0 0 0
ご依頼人	おなまえ	フリガナ	
	おところ	カ) ゴールドエース	
	(株) ゴールドエース 様		
	埼玉県戸田市荒川4-1-1 (ご連絡先お電話) (000)000-0000		
		消費税込手数料額	
		8 4 0	



吉行銀行 荒川支店

裁判官認印

第2回口頭弁論調書(判決)

事件の表示 平成27年(ワ)第304号
期 日 平成27年8月28日午後1時10分
場所及び公開の有無 ○○地方裁判所民事第○部法廷で公開
裁判官 G
裁判所書記官 H
出頭した当事者等 (なし)
指定期日

弁論の要領等

裁判官

別紙の主文及び理由の要旨を告げて判決言渡し

裁判所書記官 H

(別 紙)

口頭弁論終結の日 平成27年8月21日

第1 当事者の表示

埼玉県戸田市荒川4丁目1番1号

原	告	株式会社ゴールドエース
同代表者代表取締役		坂 本 新 矢
同訴訟代理人弁護士		甲 野 太 郎

埼玉県戸田市近藤7丁目1番9号

被	告	星 野 真 人
---	---	---------

第2 主 文

- 1 被告は、原告に対し、2000万円並びにうち1000万円に対する平成23年9月1日から支払済みまで年6分の割合による金員及びうち1000万円に対する平成23年12月21日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

第3 請 求

- 1 請求の趣旨
主文と同旨
- 2 請求の原因
 - (1) 原告は、株式会社スリーパーに対し、平成23年5月25日、弁済期を同年8月31日と定めて1000万円を貸し付けた。
 - (2) 被告は、原告との間で、平成23年5月25日、(1)の貸金債務について保証する旨合意した。
 - (3) 被告の(2)の意思表示は書面による。
 - (4) 平成23年8月31日は経過した。

- (5) 原告は、株式会社スリーパーに対し、平成23年9月1日、弁済期を同年12月20日と定めて1000万円を貸し付けた。
- (6) 被告は、原告との間で、平成23年9月1日、(5)の貸金債務について、保証する旨合意した。
- (7) 被告の(6)の意思表示は書面による。
- (8) 平成23年12月20日は経過した。
- (9) よって、原告は、被告に対し、上記各保証契約に基づき、2000万円並びにうち1000万円に対する平成23年9月1日から支払済みまで年6分の割合による金員及びうち1000万円に対する同年12月21日から支払済みまで年6分の割合による金員の支払を求める。

第4 理由の要旨

被告は、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない。したがって、被告において請求原因事実を争うことを明らかにしないものとして、これを自白したものとみなす。

以 上

これは正本である。

平成27年8月28日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 H

印

甲第5号証
(注) 全部手書きである。

株式会社ゴールドエース 坂本様

確かに金1,000万円をお借り致しました。

H23.5.25

スリーパー 沢村



甲第6号証
(注) 全部手書きである。

坂本社長様

確かに金1,000万円を本日お借り致しました。

H23.9.1

スリーパー 沢村



金銭消費貸借契約書

債権者株式会社ゴールドエース（以下「甲」という）と債務者株式会社スリーパー（以下「乙」という）は、金銭消費貸借について次のとおり契約を締結した。

第1条（消費貸借の成立）

甲は、乙に対し、本日、金壱千万円を貸し渡し、乙はこれを借り受けた。

第2条（弁済期）

乙は、甲に対して、平成23年8月31日に一括で返済する。

第3条（利息）

第1条の貸金の利息及び支払方法については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

第4条（公正証書の作成）

乙は、本件金銭消費貸借契約書を強制執行認諾文言付の公正証書とすることを承諾する。

第5条（保証）

保証人は、乙がこの契約によって負担する一切の債務について、乙と連帯して保証債務を負うものとする。

（特約事項）

乙が甲から借り受けた金銭は、グループホームの資金に充てるものとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、それぞれ各1通を甲と乙が保有する。

平成 23 年 5 月 25 日

甲 埼玉県戸田市荒川4-1-1
株式会社ゴールドエース
代表取締役 坂本新矢



乙 埼玉県戸田市左右田2-2-2
株式会社スリーパー
代表取締役 宮沢信司



連帯保証人 埼玉県戸田市近藤7-1-9
星野真人



連帯保証人 東京都足立区堀切2-2-8
沢村俊治

金銭消費貸借契約書

債権者株式会社ゴールドエース（以下「甲」という）と債務者株式会社スリーパー（以下「乙」という）は、金銭消費貸借について次のとおり契約を締結した。

第1条（消費貸借の成立）

甲は、乙に対し、本日、金壹千万円を貸し渡し、乙はこれを借り受けた。

第2条（弁済期）

乙は、甲に対して、平成23年8月31日に一括で返済する。

第3条（利息）

第1条の貸金の利息及び支払方法については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

第4条（公正証書の作成）

乙は、本件金銭消費貸借契約書を強制執行認諾文言付の公正証書とすることを承諾する。

第5条（保証）

保証人は、乙がこの契約によって負担する一切の債務について、乙と連帯して保証債務を負うものとする。

（特約事項）

乙が甲から借り受けた金銭は、グループホームの資金に充てるものとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、それぞれ各1通を甲と乙が保有する。

平成 23 年 5 月 25 日

甲 埼玉県戸田市荒川4-1-1
株式会社ゴールドエース
代表取締役 坂本新矢



乙 埼玉県戸田市左右田2-2-2
株式会社スリーパー
代表取締役 宮沢信司




連帯保証人 埼玉県戸田市近藤7-1-9
星野真人



連帯保証人 東京都足立区堀切2-2-8
沢村俊治



			
店番	口座番号		
〇〇〇	1 2 3 4 5 6 7		
総合口座通帳		株式会社スリーパー様	
名 取 銀 行			

普通預金（兼お借入明細）

2

年 月 日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 23-05-25	振込	カ)コーポレートエース	*10,000,000	*10,316,050
2 23-05-26	振込	*7,000,000	エ)ウエトコムテン	*3,316,050
3 23-05-26	手数料	*420		*3,315,630
4 23-05-26	現金	*3,000,000		*315,630

(記載省略)

13 23-09-01	振込	カ)コーポレートエース	*10,000,000	*10,245,328
-------------	----	-------------	-------------	-------------

(記載省略)

- お振込人名などカナ表記する場合、一部省略または略記させていただくことがあります。
- 日付の頭部に※印のある取引は仮記帳ですので後日再記帳させていただきます。



星野 真人

差出人： 山田順子 [〇〇〇〇@〇〇〇〇]
送信日時： 2011年5月25日水曜日 18:14
宛先： '星野 真人'
件名： RE：社長への連絡

星野さん 社長からの指示をお伝えします。

300万については、社長の方で使わせてほしいとのことです。社長が明日26日中には星野さんの自宅に現金を取りに行くので、用意しておいてほしいと言っています。

よろしく申し上げます。

株式会社ワコウ 山田

-----Original Message-----

From： 星野 真人 [〇〇〇〇@〇〇〇〇]
Sent： Wednesday, May 25, 2011 4:25 PM
To： 山田順子
Subject： 社長への連絡

相変わらず、沢村社長はお忙しそうですね。

携帯がつかないなので、社長に伝えてください。

1000万円の借入れができました。そのうち700万円はグループホームのリフォーム工事代金の支払に使わせてください。残りの300万円はどうすればよいでしょう。ご指示ください。

星野

陳 述 書

平成28年11月2日

埼玉県戸田市近藤7-1-9

星 野 真 人 印

- 1 私は、平成15年頃、都内の会計事務所に勤務していましたが、私が経理を担当していた会社の経理部門の社員の紹介で、原告代表者の坂本社長と知り合いました。坂本社長は、原告を設立したばかりで、経理を担当する事務所を探していたようで、直後に、坂本社長から頼まれて原告の経理を見るようになりました。
- 2 被告とは平成20年頃に、以前から関わっていたボランティア活動で一緒になったことで知り合い、その後、一緒に塾の事業をやろうということになり、被告が行う事業に参加することになりました。
- 3 坂本社長は、知り合った頃から常々「何か面白い事業はないか」と話しており、平成21年3月に、学習塾などの事業をしている人物として被告を紹介しました。その後、坂本社長は、被告に対して、社長個人や原告の形で、飲食店や学習塾の事業に出資や融資をするようになりました。
- 4 平成22年頃、被告がグループホームを開設し、運営することになり、被告はその会社としてスリーパーを設立しました。設立に当たっては、宮沢信司が代表者となり、私が資金調達と経理を担当することになりました。私は、スリーパーの印鑑と預金通帳を預かり、銀行や知人などに出資や融資をお願いしに回りました。
- 5 坂本社長のところには、平成23年の春頃、被告と一緒に原告の事務所に資金提供のお願いに行きました。被告と私は、グループホームの開設資金として出資をお願いしたのですが、坂本社長からは融資であれば協力するとの

- 話がありました。坂本社長からは被告や私が連帯保証することが条件として示され、被告も了承していました。
- 6 そのように話がまとまったので、平成23年5月に、私が契約書を2通用意して坂本社長に融資のお願いに行きました。契約書にはあらかじめ連帯保証人として被告と私の氏名を記入し、スリーパーの社印は押しておき、それを示しながら説明をしたところ、坂本社長は快諾して下さり、契約書に原告の印を押してくれました。その時点では被告の押印はなかったので、坂本社長には契約書のコピーを取ってもらい、いったん私が契約書を持ち帰りました。持ち帰った後、その契約書は被告に渡しました。
- 7 その先、坂本社長と被告がどのようなやり取りをしたかは知りませんが、後日、被告から押印のある契約書（甲8）を受け取りました。
- 8 原告から融資を受けられたことは、その日のうちに社員の山田を通じてメールで被告に伝えてあります。原告からは、その日のうちに1000万円が振り込まれており（甲9）、被告からは、山田を通じて、1000万円の用途についての指示をメールでもらっています（甲10）。
- 9 その後、この1000万円については返済ができず、坂本社長には、平成23年の9月にもう1000万円融資のお願いをしています。このときも同じようにあらかじめスリーパーと私の記名と押印をした契約書を坂本社長に渡し、社印をもらっています。
- 10 私は、平成25年9月頃、被告から、金を使い込んでいると言い掛かりを付けられて、スリーパーの経営を離れています。役員になっているのは登記上だけのことです。その後、被告が平成25年10月に詐欺罪で逮捕されてしまったこともあり、スリーパーはグループホームを売却し、実質的には休眠状態となったようです。ちょうどその頃、坂本社長からも、「おまえにはだまされた」と言われ、原告についても関わらないことになりました。
- 11 私は、平成27年7月に原告から訴えられ、連帯保証債務の履行を求めら

れましたが,上記の経過で私が保証債務を負うことは間違いありませんので,
裁判には行かず,敗訴の判決を受けております。

以 上

陳 述 書

平成28年11月2日

埼玉県戸田市荒川4-1-1

坂 本 新 矢 印

- 1 私は、原告の代表取締役です。原告は、戸田市で建築請負業を営んでいます。
- 2 私は、平成15年11月に原告を設立した頃、知人の紹介で星野と知り合い、それ以来、平成25年まで、星野に原告の税務処理や経理業務を任せていました。被告の沢村とは、平成21年3月頃、星野の紹介で知り合いました。星野によれば、被告は、東京で学習塾等複数の会社を営んでいる信頼できる人物とのことで、私にも被告の事業に出資をしてほしいと依頼されました。
私は、星野の紹介ということもあって、被告に資金援助をすることとし、平成21年8月、まずは、原告から、被告が経営する株式会社アサユキという会社に6000万円を融資しました。このときは、被告が保証してくれました。アサユキは上場を目指しているとのことで、返済は、最終返済期限を1年後とする12回の分割払で、最終回に利息180万円の支払とその株式30株の譲渡をしてもらうとの約定でしたが、実際に約定どおりの返済を受けました。これで私はすっかり被告を信頼し、平成22年には、被告の誘いで東京に飲食店を出店する事業に出資することとし、私個人で6500万円を出資しました。このほかにも、原告は被告が経営する学習塾等にも資金援助していました。
- 3 平成23年春頃、星野と被告が原告事務所を訪れ、戸田市でグループホーム事業をすることになったとして、出資を依頼してきました。私は、被告に

は既に多額の出資をしていることもあり、出資ではなく融資であれば協力する、その際にはまた被告に保証してほしいと答えました。被告は、私のこの申出を了承してくれました。被告は、グループホーム事業を星野と地元の宮沢信司さんにやらせるつもりの方でした。

同年5月25日、星野が一人で原告事務所を訪れ、被告がグループホーム事業のために設立したスリーパーという会社に1000万円を融資してくれと申し込んできました。グループホームの開設・運営資金として必要だとのことで、返済は同年8月31日一括払い、星野と被告が連帯保証するとの約定で私は貸付けを了承しました。既に星野は契約書を作成してきており、スリーパーの社印と連帯保証人欄の星野の印鑑は押されていましたが、被告については記名が印字されているだけで印鑑は押されていませんでした。星野の話では、契約書は持ち帰り、後日、被告が押印をして私に届けるとのことでしたので、私は被告が連帯保証してくれるものと信じて、契約書に原告印を押し、コピーを取って原本は星野に渡し、その日のうちに1000万円をスリーパーの口座に振り込みました(甲3の1)。そして、その翌日、被告が原告事務所を訪れ、本件契約書と1000万円を借り受けた旨の記載と被告名義の押印のある借受証(甲5)を私に交付しました。本件契約書には、被告の記名の右に借受証と同じ印鑑が押されていました。

しかし、弁済期が来ても、本件貸金返還債務の返済はありませんでした。それどころか、同年9月1日には、被告と星野が来て、グループホームの事業資金として1000万円の追加融資を依頼されました。私は、グループホーム事業が頓挫して、本件貸金返還債務の返済がされなくなると困ると考え、弁済期を同年12月20日として追加融資に応じ、星野が用意してきた契約書(甲2)に原告印を押ししました。このときも、星野が連帯保証してくれました。また、被告はこのときも前回と同様の借受証(甲6)を持参しており、私に交付しました。1000万円は本件消費貸借契約のときと同様、その日

にスリーパーに振り込みました（甲3の2）。

- 4 私は、このスリーパーに対する貸付けの返済については、実質的経営者である被告に度々催促していましたが、被告は経営が軌道に乗るまで待ってくれと言うばかりでした。ところが、平成25年10月11日に、被告が突然、詐欺罪の容疑で逮捕されてしまったのです。私は被告や星野に裏切られたとの思いを抱くようになり、星野との仕事上の関係も以後、一切断ちました。そして、平成26年1月14日に、私は、宮沢さんに代わってスリーパーの代表者となっていた田沢裕さんと面談をし、返済を求めたのですが、スリーパーから返済がされることはありませんでした。

私は、スリーパーに対する貸付け以外にも被告の様々な事業に出資や融資を行いました。結局、1億円以上の損害を被っています。

以 上

2014年1月15日 11時43分 (株) ゴールドエース

P1

金銭消費貸借契約書

債権者株式会社ゴールドエース（以下「甲」という）と債務者株式会社スリーパー（以下「乙」という）は、金銭消費貸借について次のとおり契約を締結した。

第1条（消費貸借の成立）

甲は、乙に対し、本日、金壱千万円を貸し渡し、乙はこれを借り受けた。

第2条（弁済期）

乙は、甲に対して、平成23年8月31日に一括で返済する。

第3条（利息）

第1条の貸金の利息及び支払方法については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

第4条（公正証書の作成）

乙は、本件金銭消費貸借契約書を強制執行認諾文言付の公正証書とすることを承諾する。

第5条（保証）

保証人は、乙がこの契約によって負担する一切の債務について、乙と連帯して保証債務を負うものとする。

（特約事項）

乙が甲から借り受けた金銭は、グループホームの資金に充てるものとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、それぞれ各1通を甲と乙が保有する。

平成 23 年 5 月 25 日

甲 埼玉県戸田市荒川4-1-1
株式会社ゴールドエース
代表取締役 坂本新矢



乙 埼玉県戸田市左右田2-2-2
株式会社スリーパー
代表取締役 宮沢信司



連帯保証人 埼玉県戸田市近藤7-1-9
星野真人



連帯保証人 東京都足立区堀切2-2-8
沢村俊治

2014年1月15日 11時43分 (株) ゴールドエース

P2

金銭消費貸借契約書

債権者株式会社ゴールドエース（以下「甲」という）と債務者株式会社スリーパー（以下「乙」という）は、金銭消費貸借について次のとおり契約を締結した。

第1条（消費貸借の成立）

甲は、乙に対し、金壹千万円を貸し渡し、乙はこれを借り受けた。

第2条（弁済期）

乙は、甲に対して、平成23年12月20日に一括で返済する。

第3条（利息）

第1条の貸金の利息及び支払方法については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

第4条（公正証書の作成）

乙は、本件金銭消費貸借契約書を強制執行認諾文言付の公正証書とすることを承諾する。

第5条（保証）

保証人は、乙がこの契約によって負担する一切の債務について、乙と連帯して保証債務を負うものとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、それぞれ各1通を甲と乙が保有する。

平成 23 年 9 月 1 日

甲 埼玉県戸田市荒川4-1-1
株式会社ゴールドエース
代表取締役 坂本新矢



乙 埼玉県戸田市左右田2-2-2
株式会社スリーパー
代表取締役 宮沢信司



連帯保証人 埼玉県戸田市近藤7-1-9
星野真人

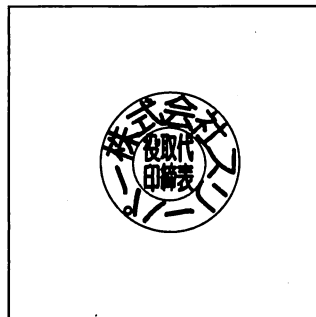


2014年1月15日 11時43分 (株) ゴールドエース

P3

印鑑証明書

会社法人等番号 ○○○○-○○-○○○○○○



商 号 株式会社スリーパー
本 店 埼玉県戸田市左右田2丁目2番2号
代表取締役 宮 沢 信 司
昭和○○年○月○日生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。

平成23年 5月 6日

○○地方法務局


登記官

某

印

整理番号 ○○○○○○○○

印鑑登録証明書

印影	星野真人		
	氏名		
	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日	性別
	住所	埼玉県戸田市近藤7丁目1番9号	

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明する。

平成23年 4月19日

戸田市長 某 印

陳 述 書

平成28年11月7日

埼玉県志木市君塚3-1-4

田 沢 裕 印

1 私は、平成24年9月21日に、株式会社スリーパーの代表取締役となっております。もともとは、沢村さんの経営するローゼン塾という学習塾をフランチャイズ展開する会社の社員でしたが、同年8月にグループホーム「あゆみ」を運営しているスリーパーに異動となったのです。そして、その際、スリーパーの設立者である沢村さんや取締役である星野さんから、退任する宮沢社長の代わりにスリーパーの代表取締役になってほしいと持ち掛けられ、了承しました。

代表の引継ぎに当たって、会社の負債や財務状況の詳しい説明はなく、負債については沢村さんや星野さんが責任を持つからと言われており、私はいわば雇われ社長でしかありません。私は、グループホーム「あゆみ」の現場運営を担当し、経理は星野さんがやっていました。

そのため、今回問題となっている原告のスリーパーに対する融資のことは何も知らないのです。

2 平成25年10月11日に、沢村さんがローゼン塾の関係で詐欺を行ったとして逮捕されてしまいました。その頃には、星野さんはスリーパーの資金を私的に流用したことが沢村さんに発覚し、グループホーム事業から手を引いていたので、私は一人で必死に「あゆみ」の存続のために奔走しておりました。

そうしたところ、平成26年1月14日、原告の坂本社長が訪ねてきて、スリーパーに2000万円の貸金があるから返済しろと強く迫ってきたの

です。坂本社長は、スリーパーに対する貸付けの契約書等の資料を私に示しましたが、私は何のことか分からず、取りあえず沢村さんに確認してみると述べて、坂本社長にその契約書等の資料をファックスしてもらうように依頼し、その日は引き取ってもらいました。翌日、坂本社長からスリーパーに、契約書2通（乙1, 2）とスリーパーの印鑑証明書（乙3）、星野さんの印鑑登録証明書（乙4）が送信されてきました。それを見ると、平成23年5月25日付けの契約書には沢村さんの印鑑は押されていませんでした。前日に私が坂本社長に見せられた契約書もそれと同じ状態でした。

私は、沢村さんに、弁護人の小山内弁護士を通じて、この借入れについて確認したところ、沢村さんから、スリーパーが原告から2000万円を借り入れているのは事実だが、責任は全て自分と星野さんにあるので、「あゆみ」の存続を最優先にしてほしいとの返事が来ましたので、私からは返済はしておりません。

3 坂本社長は、平成26年3月16日にも星野さんを伴って、私にスリーパーの債務を肩代わりするよう求めてきましたが、私はそれを拒絶しました。

結局、沢村さんが刑事事件を起こしたということで、スリーパーの信用がなくなり、同年末には、「あゆみ」を他の会社に譲渡し、スリーパーは休眠状態に陥りました。

以 上

陳 述 書

平成28年11月7日

東京都足立区堀切2-2-8

沢 村 俊 治 印

1 私は、平成21年3月頃、星野の紹介で原告代表者の坂本さんと知り合いました。坂本さんは、経営する建築請負業でかなりのもうけを得ているようで、当時、私はローゼン塾という学習塾をフランチャイズ展開する株式会社ワコウ等、教育関連の事業を複数手掛けており、資金を必要としていましたので、坂本さんには資金協力を得たいと依頼しました。

坂本さんは、私の依頼を快諾してくれ、同年8月、原告名義で、eラーニングのベンチャー企業である株式会社アサユキという会社に6000万円を融資してくれました。このときは私が保証しましたが、返済は、アサユキが約定どおりに行いました。また、坂本さんが東京で事業をしてみたいというので、6500万円の出資を得て、浅草に飲食店を出店しました。

また、平成23年3月頃、ワコウの運転資金を得るためにローゼン塾の出店権利を販売することにし、原告には埼玉地区の10店分の出店権を3000万円で購入してもらいました。この販売は、グループホーム事業を行うために私が全額出資して設立したスリーパーを通じて行いました。

2 私は、学習塾に高齢者向けグループホームを併設する事業モデルを考え付き、その実験のために、星野と戸田市で鍼灸院を開業している宮沢に協力を求め、同市でグループホームを開設・運営することにしました。宮沢がスリーパーの代表取締役、星野と私が取締役に就任しました。しかし、私は、学習塾関係の仕事が忙しかったため、グループホーム事業の開設準備は、星野と宮沢に任せており、宮沢には主に行政との折衝を、星野には資金調達を依

頼しました。スリーパーの社印や預金通帳は星野が管理しており、このことは宮沢も了承しておりました。

グループホームの開設には約5000万円の資金が必要であり、一部は私が用意しましたが、残りは星野が銀行や知人に融資を依頼し用意したもので、私は関与しておりません。今回問題となっている原告のスリーパーに対する合計2000万円の貸付けについても、後になって星野から聞いただけで、よく分かりません。少なくとも、私は、当時、本件契約書や甲第2号証の契約書を見たことはなく、本件契約書に連帯保証人として押印したこともありません。

なお、平成23年11月には、無事にグループホーム事業の認可が下り、平成24年春にはグループホーム「あゆみ」が開業しました。

3 坂本さんは、本件貸付けの翌日である平成23年5月26日に、私が本件契約書や借受証を原告に交付したなどと主張していますが、私は当時原告の下を訪ねるほど暇ではありませんでした。同年9月1日の別件貸付けの場に私が同席していたということもありません。確かに、甲第5号証、甲第6号証で借受証として出されているメモは、私が書いたものです。ただし、私が原告に交付したものではありませんし、印鑑も私のものではありません。また、私が押印したものでもありません。恐らく、本件貸付けと別件貸付けについての領収証を事務員にパソコンで作成するよう指示した際の下書きではないかと思います。このような手書きの走り書きのようなメモを正式な借受証として相手に渡すことはあり得ません。

4 平成25年1月頃から、私が提携先学習塾からワコウに不正に1億円余りの預金を移したとして、電子計算機使用詐欺罪の疑いを掛けられ、警察の捜査が始まりました。結局、同年10月11日に、私は逮捕されてしまい、公判で争ったのですが、平成27年9月に実刑判決を受けてしまい、服役しました。その関係で、グループホームは売却せざるを得なくなりました。また、

坂本さんに資金援助を得ていた学習塾事業も行き詰まり、その関係では坂本さんに迷惑を掛けたことは申し訳ないと思っておりますが、本件貸付けに関しては、私は保証などしておりません。

以 上

第5号様式（証人等調書）

<input checked="" type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/> 調書 （この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。）		裁判所書記官印 ㊟
事件の表示	平成28年（ワ）第577号	
期日	平成28年12月21日 午前・ <u>午後</u> 1時30分	
氏名	星野 真人	
年齢	48歳	
住所	埼玉県戸田市近藤7丁目1番9号	
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長（官）は、宣誓の趣旨を説明し、 <input checked="" type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長（官）は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input checked="" type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている <input checked="" type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 は <input checked="" type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長（官）の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>	
陳 述 の 要 領		
別紙のとおり		
以上		

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。

2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

(別紙)

原告代理人

甲第11号証(陳述書)を示す

1 これはあなたのされたお話を私がまとめてあなたに署名と押印をしてもらったものに間違いないですね。

はい。間違いないです。

2 内容を改めたいところなどはありますか。

特にはないです。

3 あなたが原告の坂本社長と知り合ったのはいつですか。

坂本社長が原告を設立した平成15年頃になります。私は都内の会計事務所に勤めておりまして、その得意先の紹介で坂本社長と知り合いました。

4 その後、原告や坂本社長とは、どのような関わりを持つようになりましたか。

知り合ってからすぐ、坂本社長から原告の経理を見てくれないかと頼まれてまして、それ以来、平成25年までは私が原告の税務処理や経理を担当していました。

5 被告とは、いつ、どのようなきっかけで知り合うようになったのですか。

被告とは、平成20年に私が以前から関わっていたボランティア活動を通じて知り合い、その後、一緒に学習塾関係の事業をやろうということになりました。

6 坂本社長と被告が知り合ったのは、あなたが紹介をしたことがきっかけだったのですか。

そうです。坂本社長は、常々何か面白い事業はないかと話してまして、それならということで、平成21年3月に、坂本社長に被告を、学習塾等手広く事業をしている人物として紹介しました。

7 本件の借入れのきっかけになったグループホーム開設の話は、いつ頃から

始まったのですか。

平成22年頃だったと思いますが、被告が、これからは福祉事業だから福祉事業に参入すると言い出し、検討の結果、グループホームを開設して、運営することになりました。

8 あなたもその事業に関わることになったのですか。

はい。被告は、福祉事業の会社としてスリーパーを設立し、私は、その代表取締役となった宮沢さんや被告から、資金調達や経理を頼まれて、引き受けることにしました。実際には、銀行や知人に出資や融資を依頼しに行きました。資金調達に当たって常に必要であるため、スリーパーの印鑑と預金通帳は私が管理していました。

9 坂本社長にも資金に関してお願いをすることはあったのですか。

そうですね。平成23年の春頃に一度、被告と一緒に、出資の形での資金提供をお願いしに行ったのですが、坂本社長からは融資であれば協力するとのお答えを頂きましたので、5月に私の方で原告の事務所へ融資のお願いに行きました。

甲第1号証（金銭消費貸借契約書（平成23年5月25日付け））を示す

10 この契約書を持ってお願いに行ったのですか。

私がこの契約書を2通作って、原告事務所にお邪魔して、グループホームの開設・運営資金が必要だということを説明して、坂本社長に融資のお願いをしました。スリーパーの社印はあらかじめ私が押しておきました。

11 坂本社長はどのような対応をしましたか。

坂本社長は、快く了解してくれ、この契約書に会社の印鑑を押してくれました。

12 保証人欄にあなたと被告の氏名が印字されていますが、二人が保証人となるということだったのですか。

はい。グループホーム事業は、実質的には被告の事業ですし、平成23年春頃に坂本社長にこの事業の資金協力を依頼しに行った際、被告も保証人になることを了承していましたので、あらかじめ被告の氏名を入れています。また、私も融資を依頼する以上、保証人にならないといけないと思って、私の氏名も入れておきました。

13 あなたの記名欄にはあなたが印鑑を押したのですか。

そうです。

14 被告の記名欄の印鑑は誰が押したのでしょうか。

被告だと思います。

15 平成23年5月25日にあなたが坂本社長に貸付けの依頼に行ったときには、契約書に被告の押印はされていなかったのですか。

はい。坂本社長に融資を依頼しに行く前に、被告に押印してもらう機会がなかったので、被告の印鑑は押さないまま坂本社長のところへ行きました。被告の印鑑は、後日押印するというので、契約書2通に原告印をもらった後、いずれも私が持ち帰りました。坂本社長には、契約書のコピーを取ってもらっています。

16 持ち帰った契約書はどうしたのですか。

2通とも被告に渡したと思いますよ。被告には、印鑑を押して、1通は坂本社長に渡し、もう1通は私に返してくれと言いました。

甲第8号証（金銭消費貸借契約書（平成23年5月25日付け、星野真人所持分））を示す

17 これは、先日、あなたが坂本社長のもとに送ってくれたものですが、そのときまであなたがこの契約書を持っていたのですね。

そうです。後日、被告から、押印のある契約書1通を受け取りました。この契約書がそれです。

18 融資が得られたことは被告には話しているのですか。

もちろんです。被告はグループ会社内で資金を融通し合っていましたので、融資金が入ると、私に幾らこの口座に振り込めとか、現金で幾ら渡せといった指示をしてきます。本件の融資金も、一部はグループホーム事業以外に流用されています。

甲第10号証（電子メール文書）を示す

19 このメールのことを覚えていますか。

はい。

20 下の部分にあなたが送ったメールがありますが、山田順子さんというのは誰ですか。

ワコウの社員です。

21 山田さんを通じて、その日の午後4時25分には、被告に1000万円の借入れができたことを伝えているんですね。

そうです。1000万円をどうするのかについても、山田を通じて問い合わせました。

22 それに答えた指示が、この書証の上の部分の山田さんからのメールになるんですね。

はい。300万円は被告が使うということで、翌日私が下ろして、被告に渡しました。

甲第9号証を示す

23 これも、あなたが先日坂本社長のもとに送ってくれたスリーパー名義の総合口座通帳ですが、平成23年5月25日、26日頃にどのような記載がありますか。

このスリーパーの総合口座通帳は、私がスリーパーを辞めたときに写しを取っておいたものです。それによると、平成23年5月25日に原告から振り込まれた1000万円のうち、700万円は翌日、私が、グループホームのリフォーム代金として上戸工務店に振り込みま

した。残りの300万円は被告の指示で引き出して、その日のうちに現金で被告に渡しています。

甲第2号証（金銭消費貸借契約書（平成23年9月1日付け））を示す

24 あなたは、平成23年9月にも原告に融資を依頼しましたか。

はい。資金が必要となり、追加の融資をお願いしました。このときも、私がこの契約書を作成して、甲第1号証と同様、私がスリーパーの社印と私の印鑑を押して坂本社長に手渡し、原告に1000万円融資してもらったのです。

被告代理人

25 平成23年5月25日の貸付けを以下、本件貸付けといいますが、本件貸付けの契約書は貸主、借主双方保管用に2通作ったのですか。

はい。

26 2通被告に渡して、1通が被告から戻ってきたとのことですが、戻ってきた契約書はあなたが保管していたのですか。

はい。スリーパーの資金調達は私が任されていたので、借主用の契約書は私が保管することにしました。

27 とすると、被告に渡したもう1通の契約書が原告保管用の契約書ですか。

はい。

28 資金調達のことはあなたに任されていたのなら、本件貸付けのことなどその都度被告には報告しないのではないですか。

経営判断は被告がするので、重要なことはすぐ報告します。

29 平成23年5月当時、被告は戸田の方まで来ることはあったのですか。

確かに東京での事業が忙しかったようですが、私の自宅に来て打合せをすることはありましたし、平成23年5月26日にも現金300万円を受け取りに来ています。

30 本件貸付けの契約書を被告に渡したのはいつですか。

300万円を渡したのと同じときだと思います。被告はその足で坂本社長のところに行ったのではないですか。私の自宅と坂本社長の事務所とは車で5分も掛かりませんからね。

31 あなたは、その日、被告がその契約書2通に押印する場面は見えていないのですね。

はい。借主用の契約書も後日印鑑が押されたものを受け取ったので、被告が私の前で押印したわけではありません。

32 被告から借主用の契約書を受け取ったのはいつですか。

さほど日がたたないうちだったと思いますが、よく覚えていません。

甲第5号証（借受証（平成23年5月25日付け））を示す

33 このメモに見覚えはありますか。

いいえ、ありません。

甲第2号証を示す

34 平成23年9月1日の追加融資を以下、別件貸付けとありますが、別件貸付けを受けた際の契約書には、なぜ被告が連帯保証人に入っていないのですか。

分らないです。入れ忘れかもしれないです。

35 これもあなたが作ったのですよね。

はい。私が作りました。

36 別件貸付けを原告に依頼したときには、被告も同席していたのですか。

よく覚えていません。

37 あなたは、原告からこれらの貸付けについて保証人として請求を受けていますか。

はい。原告から訴えられて、判決も出ています。

38 裁判には欠席したのですね。

そうです。保証したことに間違いはないですから。

39 あなたは原告にこれらの返済はしているのですか。

坂本社長からの仕事も打ち切られ、生活も苦しいので、スリーパーの債務の返済までは手が回りません。

40 今は、あなたは原告の経理の仕事をしていないのですか。

はい。平成25年に被告が逮捕されたことで、坂本社長に話が違くと激怒され、仕事上の関係は無くなりました。

41 スリーパーとは今も関係があるのですか。

いいえ。登記上は役員のままですが、被告からスリーパーの金を使い込んでいると言いつけられ、平成25年9月頃には、田沢に任せて私はスリーパーの経営から離れました。

42 それ以降、あなたが田沢さんに会ったことはありませんか。

坂本社長に頼まれて一度会ったように思いますが、詳しいことは覚えていません。

43 そのときは、坂本さんに協力したということですか。

そうです。

44 とすると、あなたと坂本さんとの関係はまだ続いているのではないですか。

いいえ。坂本社長には、被告を紹介したことで迷惑を掛けましたから、そのときは協力しましたが、その後は、坂本社長とは会っていません。

以 上

(注) 斜体部分は手書きである。

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って真実を述べ、何事

かく いつわ の
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか
誓います。

氏名 星野真人 印

第5号様式（証人等調書）

<input type="checkbox"/> 証人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/> 調書 （この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。）		裁判所書記官印 印
事件の表示	平成28年（ワ）第 577 号	
期 日	平成28年12月21日 午前・ <u>午後</u> 1時30分	
氏 名	坂本新矢	
年 齢	39歳	
住 所	埼玉県戸田市荒川4丁目1番1号	
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長（官）は、宣誓の趣旨を説明し、 <input type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input checked="" type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長（官）は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input checked="" type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている <input checked="" type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 は <input checked="" type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長（官）の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>	
陳 述 の 要 領		
別紙のとおり		
以 上		

（注）1 該当する事項の□にレを付する。

2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

(別紙)

原告代理人

甲第12号証を示す

1 この陳述書は、あなたがお話しになった内容を私の方でまとめて作成した
ものですが、署名押印はあなたがしたもので間違いはないですか。

はい。間違いありません。

2 内容を御覧になって訂正したい点がありますか。

特には思い付きません。

3 あなたと星野さんが知り合ったきっかけはどのようなことですか。

先ほど星野も証言していましたが、私が今の会社を立ち上げたとき
に、経理を見てくれる人を探していて、知人に星野を紹介してもらっ
たのです。

4 その後、星野さんには原告の経理を見てもらうことになったのですか。

そうです。平成25年頃まで経理を見てもらっていました。

5 あなたが被告と知り合ったきっかけはどのようなものですか。

平成21年3月に星野の紹介で被告と知り合いました。私の会社も
順調だったもので、何かもうかるような事業はないかと話していたの
で、手広く事業をしている人ということで紹介を受けました。

6 そして、実際に被告の事業に協力するようになったのですね。

はい。初めはアサユキという会社だったと思いますが、6000万
円ほど融資をして、その際に利息も含めて約束どおり返済されたので、
その後も私個人や原告からいろいろな形で飲食店や学習塾の事業に出
資や融資をしてきました。

7 今回あなたが被告に請求している保証債務の主債務であるスリーパーへの
貸付け、以下、本件貸付けといいますが、本件貸付けをするようになった
きっかけは何ですか。

平成23年春頃、被告が星野と一緒に原告事務所を訪ねてきて、今

度、戸田市でグループホーム事業を行うことになり、グループホームの開設資金等が必要だとして、出資を依頼されました。

8 それに対してあなたは何と答えたのですか。

私は、当時、星野や被告を信頼していましたし、原告の業績も良かったことから、資金協力には応じようと思いましたが、既に被告には多額の出資をしているので、今回は出資ではなく貸付けにして、被告には保証をしてもらおうと伝えました。

9 被告は、あなたの融資の申出についてどのような反応でしたか。

被告は、私の申出を了承してくれました。ただ、具体的な話は後からということで、具体的な貸付額や条件などの話は出ませんでした。

10 その融資の話が具体化したのはいつになりますか。

平成23年5月25日に、星野が会社の事務所に来て、私に、1000万円を融資してほしいと言っていました。星野は、融資先は、被告がグループホーム事業のために設立したスリーパーという会社だとのことで、返済は8月末に一括払い、星野と被告が連帯保証するとの話をしたので、了承しました。

甲第1号証（金銭消費貸借契約書（平成23年5月25日付け））を示す

11 この契約書はどのような手順で作成されたのですか。

星野がスリーパーの社印と連帯保証人欄の自身の印が既に押された契約書を作成してきており、被告については記名だけがされていて、印鑑は押されていなかったのですが、星野の話では、契約書は持ち帰り、後日被告が押印して届けるとのことでしたので、契約書に会社の印を押して、コピーを取って、原本を星野に渡しました。

12 その原本はあなたの手元には届いたのですか。

翌日、被告が私の事務所に来て、本件契約書と1000万円を借り受けた旨の記載と被告名義の押印のある借受証を私に交付しました。

甲第5号証を示す

13 これがその借受証ですね。

そうです。

14 1000万円はどのように交付したのですか。

25日のうちにスリーパーの口座に振り込みました。

甲第3号証の1を示す

15 この振込金受取書によると、1000万円が名取銀行戸田支店のスリーパーの普通預金口座に振り込まれていますが、これが貸付金としての振込ということですか。

そうです。

16 その貸付金の返済はありましたか。

ありません。弁済期の翌日には、被告と星野が私の事務所に来て、1000万円の追加融資を依頼され、私としては、事業が頓挫して本件貸付けの返済が受けられないと困るので、12月20日に返してもらおう約束で1000万円追加融資しました。

17 その貸付けを別件貸付けといいますが、本件貸付けと別件貸付けの合計2000万円のほかに、原告ないしあなた個人がスリーパーに対し貸付けをしたことはありますか。

貸付けはないです。平成23年3月頃に、学習塾の出店権利を買ってくれと言われ、原告が権利金名目で出資したことはあります。

乙第1号証（ファクシミリ文書（平成23年5月25日付け金銭消費貸借契約書））を示す

18 被告が言うには、あなたが平成26年1月14日にこの契約書を持ってスリーパーに取立てに来たということなんですが、記憶はありますか。

はっきりは覚えていないですけど、翌日、私がこの契約書をファックスしたということであれば、そういうことなんだと思います。

19 なぜ、被告の押印がない契約書があるんですか。

先ほどお話ししたとおり、5月25日に星野が契約書を持ってきたときに、コピーを取っておいたのです。

被告代理人

20 その話からお聞きしますが、本件貸付けの契約書について、あなたの手元には被告印のある原本と被告印のないコピーがあるということですね。

そうです。

21 本件貸付けの日に契約書のコピーを取って原本は星野さんに返したとのことですが、その日に星野さんから受け取ったものはありますか。

スリーパーと星野の印鑑証明書を受け取りました。

甲第5号証を示す

22 このメモは、被告から受領したものでですか。

はい。本件貸付けの翌日、被告が持参してきました。私の前で書いたのではなく、あらかじめ書かれていて、印鑑も押してありました。

23 こんなメモ書きではなく、きちんとした領収書を切ってくれとは頼まなかったのですか。

他に契約書がありましたので、手書きでも貸した証拠にはなるだろうと思い、これ以外の書類をくれとは頼みませんでした。

甲第6号証（借受証（平成23年9月1日付け））を示す

24 別件貸付けの際には、星野さんだけでなく被告も依頼に来たとのことですが、このメモはあなたの目の前で被告が書いたのですか。

いいえ。あらかじめ書かれていたものをそのときに受け取りました。契約書も用意されていたので、二人とも借りるつもりで来たのだと思います。

25 別件貸付けの際には、被告に連帯保証をしてもらわなかった理由は何ですか。

理由は特にありません。

26 被告の保証が付いていないことは、契約書を見てすぐ分かりましたか。

はい。もともと、契約書に被告の氏名がなかったの、特に言わなかったのだと思います。

27 本件貸付けの返済も受けていないのに、その弁済期の翌日に、さらに1000万円融資することに不安はなかったのですか。

まだ、この頃は被告や星野を信頼していましたし、グループホームが開業して軌道に乗ってもらわないと最初の融資の返済も受けられないと思い、渋々承諾したのです。

28 返済については、被告や星野さんに催促はしたのですか。

もちろんしていました。星野は、被告に話しておくと言うだけでしたし、被告ももう少し待ってくれと言うばかりでした。そのうち、被告が逮捕されてしまい、困って、田沢さんに連絡を取って面会しました。

29 平成26年にスリーパーの田沢さんと面会した際、貸付けに関する書類は示しましたか。

本件貸付けの契約書のコピー、つまり甲第7号証を見てもらいました。原本は持ち歩きたくなかったの、もともと持っていたコピーを持参したのです。

30 被告の押印のある原本を見せるのが普通ではないですか。

被告は保証人ですから、スリーパーに請求するのに被告の押印は重要とは思いませんでした。

31 田沢さんに他の書類は示さなかったのですか。

甲第2号証の追加融資の契約書も示しましたが、それだけです。他の資料は事務所に置いていきました。

32 資料は事務所のどこに保管していたのですか。

金庫の中です。

33 田沢さんは本件貸付けや別件貸付けのことを知っていましたか。

いいえ。融資のことは分からないので被告に確認するから、資料をファックスで送ってくれと頼まれました。それで、翌日、契約書等一式をファックスで送信しました。

34 それが乙第1号証から乙第4号証までのファクシミリ文書ですね。

はい。

35 なぜ、このとき被告の押印のある契約書原本ではなく、押印のないコピーの方をファックスで送信したのですか。

特に他意はありません。コピーは手元にありましたので、金庫から原本を出すのが面倒だっただけです。

36 田沢さんに貸付けのことを被告に確認してもらった結果はどうでしたか。

被告も、スリーパーが原告から借入れしていることは認めていることでしたが、今はスリーパーには資金も資産もないから支払えないとのことでした。

37 被告の保証のことは確認してもらわなかったのですか。

このときは頼んでいません。

38 あなたは田沢さんにスリーパーの債務を肩代わりさせようと星野さんと一緒に迫ったのではないですか。

田沢さんに保証してほしいと依頼したことはありますが、考えさせてくれと言われたきり、連絡は取れなくなりました。

39 星野さんに対しては、本件訴訟前に既に勝訴判決を得ているようですが、支払は求めているのですか。

平成25年末には星野との仕事上の関係も断ちましたし、平成27年には星野の責任もはっきりさせようと思い、星野を訴えたのですが、資力もないようで、支払については、まずは、スリーパーの実質的経

営者である被告に払ってもらってからと考えています。

以 上

(注) 斜体部分は手書きである。

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って真実を述べ、何事

かく いつわ の
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか
誓います。

氏名 坂本新矢 印

第5号様式（証人等調書）

<input checked="" type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/> 調書 （この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。）		裁判所書記官印 印
事件の表示	平成28年（ワ）第577号	
期日	平成28年12月21日 午前・ <u>午後</u> 1時30分	
氏名	田沢 裕	
年齢	42歳	
住所	埼玉県志木市君塚3丁目1番4号	
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長（官）は、宣誓の趣旨を説明し、 <input checked="" type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長（官）は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている <input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 は <input type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長（官）の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>	
陳 述 の 要 領		
別紙のとおり		
以 上		

(注) 1 該当する事項の口にレを付する。

2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

(別紙)

被告代理人

乙第5号証を示す

1 この陳述書は、あなたが話した内容をもとに私が作ってあなたに署名押印してもらったもので間違いはないですか。

そうです。

2 どこか訂正するようなところはありますか。

ありません。この内容のとおりです。

3 あなたは現在スリーパーの代表取締役ということで間違いはないですか。

はい。間違いありません。

4 どのようないきさつでスリーパーの代表取締役になったのですか。

もともとは沢村さんが経営しているローゼン塾という学習塾をフランチャイズという形でやっている会社の社員をしていたのですが、沢村さんや星野さんから退任する宮沢社長の後任にならないかとの話をいただいて、代表取締役になりました。

5 そうすると、この訴訟で原告主張のスリーパーへの貸付けの当時のことはあなたはよく知らないということでもいいですか。

はい。そのときはスリーパーとは全く関わりがなかったので、よく存じ上げません。

6 あなたが原告が本件で主張しているスリーパーの借入金の話を知ったのはいつですか。

確か、平成26年の1月の中頃だと思いますが、坂本社長がスリーパーの事務所に来て、2000万円の貸付けがあるから返済をしろと言ってきたので、そのときに知りました。

7 坂本社長は、何か資料や根拠を示すようなことはありましたか。

坂本社長は、貸付けの契約書を持ってきて、私に示していました。

8 あなたは、坂本社長にどのような対応をしたのですか。

私は、何のことだか全く分からなかったので、沢村社長に確認をして対応しますと伝え、坂本社長に手持ちの資料を後ほどファックスしてもらおうように依頼しました。

9 ファックスは来たのですか。

翌日、ファックスされてきました。

10 具体的には、どのような書類が来ましたか。

契約書が2度の貸付けのそれぞれのもの、それから、スリーパーの印鑑証明書と、星野さんの印鑑登録証明書だったと思います。

乙第1号証(ファクシミリ文書(平成23年5月25日付け金銭消費貸借契約書)), 第2号証(ファクシミリ文書(平成23年9月1日付け金銭消費貸借契約書)), 第3号証(ファクシミリ文書(印鑑証明書))及び第4号証(ファクシミリ文書(印鑑登録証明書))を示す

11 これらが今お話になった書類ですね。

そうです。

乙第1号証を示す

12 本件貸付けの契約書を見て、何か気付くことはありますか。

このファックスで送られてきた契約書には沢村さんの印鑑が押されていないです。

13 前の日に坂本社長が持ってきた契約書には沢村さんの印鑑は押されていきましたか。

いいえ。前日持ってきたものにも沢村さんの印鑑は押されていませんでした。

14 後から、沢村さんにこの借入れについて確認はしたのですか。

はい。しました。

15 沢村さんは何と言っていましたか。

沢村さんは、既に拘置所にいたので、弁護士さんを通じて確認をし

てもらったのですが、沢村さんは、スリーパーが2000万円を借り入れているのは事実だが、「あゆみ」の存続を最優先にしてほしいとの話でした。

16 スリーパーの返済はどうなっているのですか。

返済はしていません。スリーパーは、もう「あゆみ」を他の会社に譲渡してしまい、全く活動をしていませんので、返済は難しいと思います。

原告代理人

17 平成26年1月14日に坂本さんから示された本件貸付けの契約書は原本でしたかそれともコピーでしたか。

原本だったと記憶しています。

18 被告の押印がないことにはその場で気が付いたのですか。

はい。

19 そのことをあなたは坂本さんに指摘しましたか。

いいえ。特に説明は求めませんでした。

20 記名はあるのに押印がないと気が付いたなら、疑問に思っ質問するのではないですか。

不審には思いましたが、突然、聞いたこともない債務について、強く返済を迫られましたので、聞き出せませんでした。

21 それ以外に誰の記名と押印があったかはそのとき確認しましたか。

原告とスリーパーの記名押印はありましたが、他はちょっと覚えていません。

22 あなたは、きちんと契約書を確認したのですか。

じっくりと見たわけではないので。ですから、被告に確認するためにファックスしてもらうよう坂本社長に依頼したのです。

23 翌日に坂本さんからファックスで送られてきたのは、乙第1号証から乙第

4号証までの書類だけですか。

そうです。

以 上

(注) 斜体部分は手書きである。

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って真実を述べ、何事

かく いっわ の
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか
誓います。

氏名 田 沢 裕 ①

第5号様式（証人等調書）

<input type="checkbox"/> 証人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/> 調書 （この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。）		裁判所書記官印 印
事件の表示	平成28年（ワ）第577号	
期日	平成28年12月21日 午前・ <u>午後</u> 1時30分	
氏名	沢村俊治	
年齢	45歳	
住所	東京都足立区堀切2丁目2番8号	
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長（官）は、宣誓の趣旨を説明し、 <input type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input checked="" type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長（官）は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている <input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 鑑定人は <input type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長（官）の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>	
陳述の要領		
別紙のとおり		
以上		

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。

2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

(別紙)

被告代理人

乙第6号証を示す

1 この陳述書の署名押印はあなたのものですか。

そうです。

2 内容は、確認されましたか。

はい。しました。

3 間違えているところ、訂正したいところがありますか。

間違いありません。

4 あなたが星野さんや坂本社長と知り合いになった経緯について、先ほど星野さんや坂本さんがお話しされていましたが、聞いていた内容で違うと思ったところはありませんか。

そうですね。大体先ほど星野が証言していたとおりです。

5 スリーパーでのグループホーム事業は、いつ頃から始まったのですか。

一番初めは平成22年頃だったと思います。学習塾の事業がうまくいっていたので、学習塾に高齢者向けグループホームを併設すればうまくいくのではと考え、まずは戸田市でグループホームを開設、運営することにしました。

6 具体的にグループホームの事業にあなたは関わることはできたのですか。

私は、学習塾関係の仕事で多忙だったため、グループホーム事業についてほとんど星野と宮沢に任せきりにしており、経営には関与していませんでした。

7 グループホーム事業の資金面は誰が担当していましたか。

資金調達は、星野に任せていました。

8 あなたが、原告に対して、資金面で何か依頼をしに行ったりしたことはありませんか。

平成23年の春頃、原告の事務所に行って、坂本社長にグループホ

ーム事業を始める旨の挨拶と今後の資金援助の要請をしたことはあります。

9 そのときに、何か具体的な話がまとまったりはしましたか。

この時点では具体的な借入れを申し込んだわけではありません。

10 本件貸付けについて、貸付けの際にあなたが関与したことはありますか。

いいえ、ありません。後になって星野から借入れをしたことを聞きました。私は一切関わっていません。

甲第1号証（金銭消費貸借契約書（平成23年5月25日付け））を示す

11 これが本件貸付けの契約書ですが、あなたは当時これを見たことがありましたか。

全く見たことはありません。

12 あなたが、連帯保証人としてこの契約書に押印したり、それを原告に差し入れたことはありますか。

当時、契約書自体を見たことがないので、そのようなことをしたことはありません。

13 この契約書に押されている印影は見たことがありますか。

私が見たことがない判こです。私の判こによるものではありません。そもそも、私は、契約書にこのような三文判を押すことはありませんので。

甲第8号証（金銭消費貸借契約書（平成23年5月25日付け、星野真人所持分））を示す

14 これは、星野さんが保管していた契約書のように、この契約書に押されている印影は見たことがありますか。

この契約書についても同様で、私が見たことがない判こが押されています。

15 あなたが、押印して星野に渡したことはありませんか。

ありません。

- 16 スリーパーが本件貸付けや別件貸付けを受けたことは間違いないんですね。

はい。間違いないです。いずれも借入れが終わった後に星野から報告を受けていますので。

甲第5号証を示す

- 17 この借受証を見たことがありますか。

見覚えがあります。私はパソコンが使えないんですが、事務員に書類の作成を指示するときに、このような下書きを渡すことがあります。この手書きの紙は、恐らく私が事務員に作成させた本件貸付けと別件貸付けについての領収証の下書きではないかと思います。星野から本件貸付けや別件貸付けの報告を受けて、領収証を坂本社長に渡しておいた方が良さだろうと思い、作成することにしたのです。

- 18 この借受証に記載されている印鑑はあなたが押したものですか。

私のものではありませんし、私が押したものでもありません。見たことがない判こです。

甲第6号証（借受証（平成23年9月1日付け））を示す

- 19 これについても甲第5号証と同じですね。

はい。これも領収証の下書きですし、判こも私は全く見たことがないものです。

甲第10号証（電子メール文書）を示す

- 20 このメールによると5月25日に星野が原告からお金を借りた後、あなたが山田を通じてお金の使い道について指示を出していますね。

はい。

- 21 メールには、あなたが翌日、26日に星野の自宅に現金を取りに行くこと書いてありますが、実際はどうしたんですか。

星野の自宅に取りに行きました。

22 星野さんの自宅というのは戸田市の自宅ですね。

そうです。

23 原告は、あなたが戸田の星野さんの自宅に来た日に、同じ戸田市内の原告の事務所にも行ったと言っているんだけど、そういうことはあったんですか。

星野の自宅には行きましたが、原告の事務所には行っていません。

原告代理人

24 星野さんに資金調達を委ねていたとのことですが、星野さんが調達した資金の用途は星野さんが勝手に決められるのですか。

グループホーム関係の支払等は星野に任せていました。ただし、グループホーム事業で調達した資金を学習塾事業に回すということもあり、そういうときは私が星野に指示して資金移動させていました。

25 星野さんから本件貸付けについてあなたに報告があったのはいつですか。

はっきり覚えていませんが、その日に社員を通じて聞いたのではなかったかと思います。

26 平成23年5月当時、あなたは星野さんと会っていましたか。

事業が忙しく、ほとんど会ってはいないと思いますが、先ほど話したとおり、5月26日に原告から借りたお金を星野のところに取りに行ったことはあります。

27 あなたは、平成23年5月26日に星野さんの自宅に行った後、坂本社長の事務所にも立ち寄ったのではないですか。

いいえ、そういう記憶はありません。

甲第5号証を示す

28 この借受証は本件貸付けや別件貸付けの領収証の下書きということですが、日付も含めてあなたが書いたことは間違いのないのですね。

はい。私の筆跡だと思います。

甲第6号証を示す

29 この借受証もあなたが書いたものですね。

はい。これも私が書いています。

30 本件貸付けや別件貸付けは星野さんからの報告で知ったとのことですが、
ということは、これらを作成した時点では、あなたは星野さんからその報告
を受けていたということになりますか。

・・・そうですね。

31 星野さんから借入れの報告を受けて、すぐにこれらの借受証を作成したの
ですか。

そうとは限りません。

32 普通は、報告直後に作るものでしょう。甲第5号証は、平成23年5月2
6日に星野さんから本件貸付けの報告を受けて、その日に作成し、原告に届
けたのではありませんか。

いいえ、違います。

33 印影についても、借受証を書いて署名までした人が押印するのが一般的
のではありませんか。

一般的にはそうかもしれませんが、この借受証については違います。

私は、この印鑑は見たことも、押したこともありません。領収証の下
書きに印鑑など押しませんよ。

甲第1号証を示す

34 本件契約書に押されている印鑑と先ほど示した借受証2通に押されている
印鑑は同じものですね。

同じものだと思います。でも、私の印鑑ではありませんし、私が押
したものでもありません。

35 借受証ですが、事務員に領収証の作成を指示するためだけなら、「確かに金
1,000万円をお借り致しました。」などと丁寧に書く必要はないでしょう。

・・・私が指示したとおりの領収証を作成してもらいたかったの
で。

36 そもそもあなたが書いた領収証の下書きをなぜ原告が保管しているのです
か。

分かりませんが、星野を通じて入手したのではないのでしょうか。

37 あなたは領収証の下書きを捨てずに保管していたのですか。

・・・捨て忘れていたのかもしれませんが。

38 本当は、下書きではないのではありませんか。本当の領収証として作られ
たものでしょう。

・・・・・・・・。

39 5月25日付けの借受証にも9月1日付けの借受証にも同じ印鑑が押され
ていて、しかも、甲第1号証の契約書にも同じ印鑑が押されているのですか
ら、この印鑑は、あなたのものなのではありませんか。

いいえ、違います。私の印鑑ではありません。実は、この借受証は、
本件貸付けや別件貸付けの領収証の下書きではないのです。私が警察
から電子計算機使用詐欺罪の容疑を掛けられた際に、このような手書
きの借受証を多数作成したことがあり、その中の2枚だと思います。

40 どうということですか。説明してください。

私は、平成24年5月頃、ある会社の預金を私が経営していたワコ
ウの口座に不正に移したとして、平成25年10月に電子計算機使用
詐欺罪の容疑で逮捕されたのですが、警察の捜査が始まったその年の
1月頃、私は、浅はかにも警察を欺くための工作をしてしまったので
す。つまり、ワコウに入金された預金の調達先が捜査の焦点となった
ことから、私個人の借入金が原資であると説明するため、手書きの借
受証を多数作成し、原告を含め親しい取引先に交付して、私個人に貸
付けをしたとの証言をしてもらおうと依頼したのです。恐らくその際

に原告に渡ったのが今回提出された借受証だと思います。このときには、本件貸付けや別件貸付けのことは知っていましたから、日付や金額を合わせて作りました。しかし、その際には印鑑は押していません。

41 なぜ、今になって突然、借受証の作成目的について陳述書と異なることを言い出すのですか。

罪を逃れるためにこのような工作をしたことは、公にしたくはなかったもので、本当のことを言えなかったのです。

42 そうだとすると、なおさら押印はあなたがしたのではないですか。このような手書きの、しかも、押印もないメモで警察をだませるはずがないでしょう。

押印が重要とは思わなかったもので、押しませんでした。

43 平成24年5月頃に1億円もの預金を不正に自分の会社に移したとして有罪判決を受けたということは、あなたは、平成23年5月当時も、かなり金に困っていたのではないですか。

金に困ってやったことではありません。

44 坂本社長から本件貸付けの返済を催促されたことはありませんか。

ありません。

45 平成26年1月頃、田沢さんから、スリーパーが原告から借入れしているか確認されたことがありますね。

私の刑事事件の弁護士であった小山内弁護士を通じて問合せがありました。ただ、そのときには契約書等の資料は見せられておりません。

46 あなたは、田沢さんに手紙で、原告からスリーパーで2000万円の借入れがあることを認めたのですか。

はい。でも、保証のことは一切聞かれていません。

47 星野さんがスリーパーの金を使い込んだというのは本当ですか。

平成25年9月頃、田沢さんから指摘されて、二人で星野を問い詰

めたことがあります。星野は使い込みを認めました。

48 星野さんと原告との関係が今どうなっているかは知っていますか。

知りません。

裁判官C

49 星野さんからスリーパーの保証人になることを頼まれたことはありませんか。

コピー機等のリース契約を結ぶときには保証人になったことはありましたが、本件貸付けについてはありません。

50 平成23年春頃、あなたと星野さんが坂本さんに資金援助を要請した際、坂本さんから融資に応じるが、保証をしてほしいと言われていませんか。

坂本社長から保証の話が出た記憶がありますが、私が了承したということはありません。

51 融資を依頼する立場のあなたが、保証の話を断れたのですか。

断ったわけではなく、ただ、聞いていただけです。詳しい融資条件は、後日、星野に交渉してもらおうつもりでした。

以 上

(注) 斜体部分は手書きである。

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って真実を述べ、何事

かく いつわ の
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか
誓います。

氏名 沢村俊治 ①

平成28年(ワ)第577号 保証債務履行請求事件

直送済

原告 株式会社ゴールドエース

被告 沢村俊治

受付印

証拠申出書

平成28年11月9日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲野太郎 ㊞

第1 証人尋問の申出

1 証人の表示

〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県戸田市近藤7丁目1番9号

星野真人 (同行・主尋問予定時間20分)

2 証明すべき事実

(1) 被告が、平成23年5月26日、原告との間で、同月25日原告とスリーパーの間で締結された金銭消費貸借契約に係るスリーパーの貸金債務を保証するとの合意をした事実

(2) 上記(1)の合意が書面でされた事実

3 尋問事項

別紙1のとおり

第2 本人尋問の申出

1 原告代表者の表示

〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県戸田市荒川4丁目1番1号

坂本新矢 (同行・主尋問予定時間20分)

2 証明すべき事実

(1) 被告が、平成23年5月26日、原告との間で、同月25日原告とスリーパー

の間で締結された金銭消費貸借契約に係るスリーパーの貸金債務を保証するとの
合意をした事実

(2) 上記(1)の合意が書面でされた事実

3 尋問事項

別紙2のとおり

(別紙1)

尋 問 事 項 (証人 星 野 真 人)

- 1 原告代表者と証人が知り合った経緯はどのようなものであったか。
- 2 被告と証人が知り合った経緯はどのようなものであったか。
- 3 証人が被告からスリーパーのグループホーム事業の資金調達を任せられていたか。
- 4 証人と被告が平成23年春頃に原告代表者に資金提供のお願いに行ったか。
- 5 証人が平成23年5月25日に原告事務所に融資の依頼に行ったか。
- 6 原告代表者は、それに対し、どう応答したか。
- 7 甲第1号証に原告代表者が押印した経緯はどのようなものであったか。
- 8 甲第1号証に被告が押印した経緯はどのようなものであったか。
- 9 被告が持ち帰った契約書に押印をして証人に1通渡したことがあったか。
- 10 被告が証人に借入金の用途を指示したことがあったか。
- 11 証人が借入金のうち300万円を引き出し、被告に渡したか。
- 12 証人が平成23年9月1日に原告代表者に融資を依頼したことがあったか。

(別紙2)

尋 問 事 項 (原告代表者 坂 本 新 矢)

- 1 原告代表者と星野真人が知り合った経緯はどのようなものであったか。
- 2 原告代表者と被告が知り合った経緯はどのようなものであったか。
- 3 原告が被告の事業にいかなる協力をしたか。
- 4 原告が平成23年5月25日にスリーパーに貸付けをした経緯はどのようなものであったか。
- 5 原告代表者が甲第1号証に押印し、コピーを取ったか。
- 6 原告が平成23年5月25日にスリーパーの口座に1000万円を振り込んだか。
- 7 被告が平成23年5月26日に原告事務所に来て、押印した甲第1号証と甲第5号証を交付したことがあったか。
- 8 スリーパーが貸付金を返済したか。
- 9 原告が、平成23年9月1日にスリーパーに1000万円を追加融資したことがあるか。
- 10 乙第1号証に被告の押印がない理由は何か。

平成28年(ワ)第577号 保証債務履行請求事件

直送済

原告 株式会社ゴールドエース

被告 沢村俊治

受付印

証拠申出書

平成28年11月16日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

被告訴訟代理人弁護士 乙 野 花 子 ㊞

第1 証人尋問の申出

1 証人の表示

〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県志木市君塚3丁目1番4号

田 沢 裕 (同行・主尋問予定時間10分)

2 証明すべき事実

被告が本件連帯保証契約を締結していないこと

3 尋問事項

別紙1のとおり

第2 本人尋問の申出

1 被告本人の表示

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都足立区堀切2丁目2番8号

沢 村 俊 治 (同行・主尋問予定時間20分)

2 証明すべき事実

被告が本件連帯保証契約を締結していないこと

3 尋問事項

別紙2のとおり

以 上

(別紙1)

尋 問 事 項 (証人 田 沢 裕)

- 1 証人がスリーパーの代表者となった経緯はどのようなものであったか。
- 2 平成26年1月14日に原告代表者がスリーパーの事務所に来たことがあったか。
- 3 原告代表者はその際何と言ったか。
- 4 原告代表者はどのような資料を持参していたか。
- 5 その資料を後にファックスしてもらったか。
- 6 ファックスされた契約書(乙1)に被告の押印があったか。
- 7 スリーパーの返済の状況はどのようなものであったか。

(別紙2)

尋 問 事 項 (被告本人 沢 村 俊 治)

- 1 被告が星野真人と知り合った経緯はどのようなものであったか。
- 2 被告が原告代表者と知り合った経緯はどのようなものであったか。
- 3 被告は、スリーパーでどのような活動をしていたか。
- 4 スリーパーの資金調達について星野真人に任せていたか。
- 5 被告が甲第1号証を見たことがあるか。
- 6 被告が甲第1号証の被告の印影を見たことがあるか。
- 7 被告が甲第5号証を見たことがあるか。
- 8 甲第5号証の作成経緯はどのようなものであったか。

第 3 分 類

受付印

訴訟委任状

平成28年8月19日

住所 〒0000-0000
埼玉県戸田市荒川4丁目1番1号
委任者 株式会社ゴールドエース
代表取締役 坂本新矢 ㊞

私は、次の弁護士を訴訟代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 甲野太郎
住所 〒0000-0000
東京都港区天路1丁目1番2号
甲野法律事務所
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

記

第1 事件

1 相手方

被告 沢村俊治

2 裁判所

〇〇地方裁判所民事部

3 事件の表示

保証債務履行請求事件

第2 委任事項

1 原告がする一切の行為を代理する権限

2 反訴の提起

3 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は訴訟参加若しくは訴訟引受けによる脱退

4 控訴、上告若しくは上告受理申立て又はこれらの取下げ

5 手形訴訟、小切手訴訟又は少額訴訟の終局判決に対する異議の取下げ又はその取下げについての同意

6 復代理人の選任

受付印

訴 訟 委 任 状

平成28年9月5日

住 所 〒0000-0000
東京都足立区堀切2丁目2番8号
委任者 沢村俊治 ㊞

私は、次の弁護士を訴訟代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 乙野花子
住 所 〒0000-0000
東京都千代田区乾4丁目8番1号
乙野法律事務所
電 話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
F A X 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

記

第1 事件

1 相手方

原 告 株式会社ゴールドエース

2 裁判所

〇〇地方裁判所民事第〇部

3 事件の表示

平成28年(ワ)第577号 保証債務履行請求事件

第2 委任事項

1 被告がする一切の行為を代理する権限

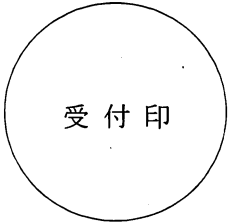
2 反訴の提起

3 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は訴訟参加若しくは訴訟引受けによる脱退

4 控訴、上告若しくは上告受理申立て又はこれらの取下げ

5 手形訴訟、小切手訴訟又は少額訴訟の終局判決に対する異議の取下げ又はその取下げについての同意

6 復代理人の選任



代表者事項証明書

会社法人等番号 ○○○○-○○-○○○○○○○

商号 株式会社ゴールドエース
本店 埼玉県戸田市荒川四丁目1番1号

代表者の資格、住所及び氏名

埼玉県戸田市荒川四丁目1番1号
代表取締役 坂本新矢

以下余白

これは上記の者の代表権に関して登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

平成28年8月18日

〇〇地方法務局
登記官

某



整理番号 ○○○○○○○

〇/〇

受付印

平成28年(ワ)第577号 保証債務履行請求事件

原告 株式会社ゴールドエース

被告 沢村俊治

平成28年8月25日

期 日 請 書

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 ㊟

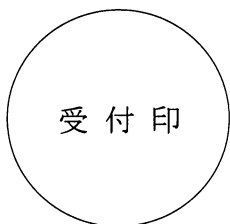
頭書事件につき、口頭弁論期日を下記のとおり指定告知されたので、同期日に出頭します。

記

平成28年9月21日 午前10時00分

以 上

郵便送達報告書 (住所, 居所等用)		発送 年月日	平成 28 年 8 月 25 日	
事件号	平成 28 年 (ワ) 第 577 号			
送達書類	書類の名称	訴状副本 平成 28 年 9 月 21 日午前 10 時 00 分口頭弁論期日呼出状 及び答弁書催告状 甲第 1 号証から甲第 4 号証までの各写し 証拠説明書副本		
	差出人	所在地	(記載省略)	
		名称	〇〇地方裁判所民事第〇部	
受送達者 本人氏名	沢村俊治			
受領者の押印 又は署名	Ⓜ			
送達の場所	郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 東京都足立区堀切 2 丁目 2 番 8 号			
送達年月日時	平成 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="8"/> 年 <input type="text" value="8"/> 月 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="6"/> 日 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="3"/> 時			
送達方法	<input checked="" type="radio"/> 1	受送達者本人に渡した。		
	<input type="radio"/> 2	受送達者本人に出会わなかったので、書類の受領について相当のわきまがあると認められる次の者に渡した。		
	<input type="radio"/> 3	ア 使用人・従業者	イ 同居者	(氏名: _____)
		次の者が正当な理由なく受取りを拒んだので、その場に差し置いた。		
<input type="radio"/> 4	ア 受送達者本人	イ 使用人・従業者	ウ 同居者	
	営業所に向いた書類の受領について相当のわきまがあると認められる次の者に渡した。			
		ア 使用人・従業者	イ 同居者	(氏名: _____)
上記のとおり送達しました。		平成 28 年 8 月 26 日		受付印
配達担当者		〇〇郵便局 〇〇〇〇 Ⓜ		
上記送達に係る郵便物が適正に送達されたこと及びその送達に関する事項が適正に記載されていることを確認しました。			差出人記入欄	
郵便認証司			平成 28 年 8 月 26 日	
			〇〇郵便局 〇〇〇〇 Ⓜ	



平成28年9月14日

送信(付)書

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中 (FAX〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
原告代理人弁護士 甲野太郎殿 (FAX〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

被告代理人弁護士 乙野花子 ㊞

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇地方裁判所民事第〇部 平成28年(ワ)第577号 保証債務履行請求事件
原告 株式会社ゴールドエース
被告 沢村俊治
次回期日 平成28年9月21日 午前10時00分

送信文書内容

平成28年9月14日付け (答㊞書・準備書面・証拠申出書・証拠説明書・
書証 ・送付嘱託申立書・その他
書証認否書)

上記のとおり、本書を含めず合計 3 枚を (FAX・郵便) により直送します。
受領後は直ちに、落丁や送信ミスの有無を確認のうえ、下記「受領書」部分に必要な
事項を記入して、当代理人及び〇〇地方裁判所民事第〇部の双方宛てに本書面をその
まま郵送又はFAXにて送信(付)して下さい。

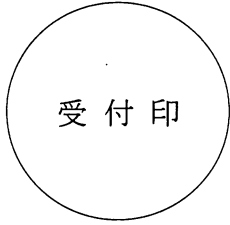
.....(切り取らない).....

受 領 書

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中
被告代理人弁護士 乙野花子殿

上記事件につき、上記送信文書 3 枚を平成28年9月14日受領しました。

氏名 原告代理人弁護士 甲野太郎 ㊞



平成28年10月4日

送信(付)書

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中 (FAX〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
被告代理人弁護士 乙野花子殿 (FAX〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

原告代理人弁護士 甲野太郎 ㊟

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇地方裁判所民事第〇部 平成28年(ワ)第577号 保証債務履行請求事件
原告 株式会社ゴールドエース
被告 沢村俊治
次回期日 平成28年10月21日 午前11時30分

送信文書内容

平成28年10月4日付け (答弁書・準備書面・証拠申出書・証拠[㊟]明書・
書証 甲5・6 ・送付嘱託申立書・その他)

上記のとおり、本書を含めず合計 5 枚を (F[㊟]X・郵便) により直送します。
受領後は直ちに、落丁や送信ミスの有無を確認のうえ、下記「受領書」部分に必要な
事項を記入して、当代理人及び〇〇地方裁判所民事第〇部の双方宛てに本書面をその
まま郵送又はFAXにて送信(付)して下さい。

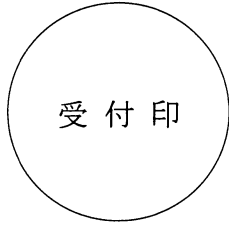
.....(切り取らない).....

受 領 書

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中
原告代理人弁護士 甲野太郎 殿

上記事件につき、上記送信文書 5 枚を平成28年10月4日受領しました。

氏 名 被告代理人弁護士 乙野花子 ㊟



平成28年10月11日

送信(付)書

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中 (FAX〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
原告代理人弁護士 甲野太郎殿 (FAX〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

被告代理人弁護士 乙野花子 印

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇地方裁判所民事第〇部 平成28年(ワ)第577号 保証債務履行請求事件
原告 株式会社ゴールドエース
被告 沢村俊治
次回期日 平成28年10月21日 午前11時30分

送信文書内容

平成28年10月11日付け (答弁書・準備書面・証拠申出書・証拠説明書・
書証 乙1~4 ・送付嘱託申立書・その他
書証認否書)

上記のとおり、本書を含めず合計 7 枚を (FAX・郵便) により直送します。
受領後は直ちに、落丁や送信ミスの有無を確認のうえ、下記「受領書」部分に必要な
事項を記入して、当代理人及び〇〇地方裁判所民事第〇部の双方宛てに本書面をその
まま郵送又はFAXにて送信(付)して下さい。

.....(切り取らない).....

受領書

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中
被告代理人弁護士 乙野花子 殿

上記事件につき、上記送信文書 7 枚を平成28年10月11日受領しました。
氏名 原告代理人弁護士 甲野太郎 印



平成28年11月9日

送信(付)書

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中 (FAX〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
被告代理人弁護士 乙野花子殿 (FAX〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

原告代理人弁護士 甲野太郎 ㊟

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇地方裁判所民事第〇部 平成28年(ワ)第577号 保証債務履行請求事件
原告 株式会社ゴールドエース
被告 沢村俊治
次回期日 平成28年11月18日 午後2時30分

送信文書内容

平成28年11月9日付け (答弁書・準備書面・証拠㊟出書・証拠㊟明書・
書証 甲7~12・送付嘱託申立書・その他)

上記のとおり、本書を含めず合計18枚を(FAX・郵便)により直送します。

受領後は直ちに、落丁や送信ミスの有無を確認のうえ、下記「受領書」部分に必要な事項を記入して、当代理人及び〇〇地方裁判所民事第〇部の双方宛てに本書面をそのまま郵送又はFAXにて送信(付)して下さい。

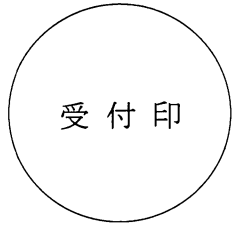
.....(切り取らない).....

受領書

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中
原告代理人弁護士 甲野太郎殿

上記事件につき、上記送信文書18枚を平成28年11月9日受領しました。

氏名 被告代理人弁護士 乙野花子 ㊟



平成28年11月16日

送信(付)書

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中 (FAX〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
原告代理人弁護士 甲野太郎殿 (FAX〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

被告代理人弁護士 乙野花子 ㊟

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇地方裁判所民事第〇部 平成28年(ワ)第577号 保証債務履行請求事件
原告 株式会社ゴールドエース
被告 沢村俊治
次回期日 平成28年11月18日 午後2時30分

送信文書内容

平成28年11月16日付け (答弁書・準備書面・証拠㊟出書・証拠㊟明書・
書証 乙5・6 ・送付嘱託申立書・その他
書証認否書)

上記のとおり、本書を含めず合計 10 枚を (FAX・郵便) により直送します。
受領後は直ちに、落丁や送信ミスの有無を確認のうえ、下記「受領書」部分に必要な
事項を記入して、当代理人及び〇〇地方裁判所民事第〇部の双方宛てに本書面をその
まま郵送又はFAXにて送信(付)して下さい。

.....(切り取らない).....

受領書

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中
被告代理人弁護士 乙野花子殿

上記事件につき、上記送信文書 10 枚を平成28年11月16日受領しました。
氏名 原告代理人弁護士 甲野太郎 ㊟